

企業向けサービス価格指数（2010年基準）の解説

2015年3月

日本銀行調査統計局

目 次

1. 概要、目的・機能	1
2. 対象範囲	2
3. 指数体系	4
4. 分類編成	6
5. 採用品目	10
6. ウェイト	12
7. 調査価格	15
8. 指数の計算	31
9. 指数の公表	34
10. 接続指数	36
参考. 企業向けサービス価格指数の沿革	38
(別紙1) 2010年基準企業向けサービス価格指数の指数体系一覧	
(別紙2) 基本分類指数の分類編成・統計始期	
(別紙3) 参考指数の分類編成・統計始期	
(参考図表1) 新基準指数の品目数とカバレッジ	
(参考図表2) 分類編成の変更	
(参考図表3) 品目改廃一覧	
<付 表>	
1. 品目分類編成・ウェイト一覧	
2. ウェイト計算指示一覧	
3. 企業間取引額の推計方法	

1. 概要、目的・機能

(1) 概要

企業向けサービス価格指数（SPPI：Services Producer Price Index）は、企業間で取引されるサービスの価格変動を測定するものである。

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 企業間で取引されるサービスの価格を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> 個人向けサービスは対象外。ただし、主として個人向けであっても、企業が同様に需要するサービス（郵便、電話など）は調査対象に含む。
指数体系	<p><基本分類指数></p> <ul style="list-style-type: none"> 基本分類指数は、国内取引に該当する企業向けサービスを対象とした物価指数。消費税を含むベースで作成するほか、契約通貨が外貨建ての調査価格は円換算して集計。 <ul style="list-style-type: none"> 総平均、7大類別、22類別、57小類別、147品目から構成。 参考系列として、「総平均（除く国際運輸）」や、外貨建て価格を円換算せずに集計した契約通貨ベース指数を作成。 <p><参考指数></p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本分類構成項目（リース料率等）、②輸出サービス価格指数、③輸入サービス価格指数、④消費税を除く企業向けサービス価格指数を作成。
指数算式	<p>固定基準ラスパイレズ指数算式：$P_{0,t}^L = \frac{\sum_{i=1}^n p_{t,i} q_{0,i}}{\sum_{i=1}^n p_{0,i} q_{0,i}} = \sum_{i=1}^n \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}$</p>
基準時	<p>指数の基準時は、2010年の年平均。ウェイトの算定年次は、2010年。</p>
調査価格数	<p>3,533（うち外部データ：136）</p>
価格調査段階・時点	<ul style="list-style-type: none"> 原則、サービスの提供者（生産者）段階におけるサービス提供時点の価格を調査。
価格データ	<ul style="list-style-type: none"> 品目の需給関係を敏感に反映する代表的なサービスの価格を調査。原則、調査対象サービスを指定し、取引先、取引条件などを特定した実際の取引価格を調査している。それが難しい場合は、建値調査、平均価格、モデル価格、労働時間当たり単価、料率×インフレターなどを採用。
価格調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則、毎月の代表的な価格を、翌月央に調査先から書面で調査。一部の品目では、外部データを活用。 原則、サービスの提供者（生産者）から価格を調査しているが、一部、サービスの需要者から調査する場合もある。
ウェイト算定	<ul style="list-style-type: none"> 『延長産業連関表』（経済産業省）におけるサービス部門の企業間取引額から、輸入取引該当分を控除した取引額を利用。一部、『経済センサスー活動調査』（総務省・経済産業省）等の公的統計や、業界統計等を利用。
指数の公表	<ul style="list-style-type: none"> 公表日は、原則として翌月の第18営業日（ただし、月間の営業日数が短い場合などには公表日を若干繰り上げる）。
指数の訂正	<p><定期遡及訂正></p> <ul style="list-style-type: none"> 年2回（3、9月：2、8月速報公表時）。対象期間は、原則、過去1年半分。 <p><即時遡及訂正></p> <ul style="list-style-type: none"> ①計数の誤り等による影響が総平均指数に及ぶ場合、または、②計数の誤り等による影響がユーザーの分析に支障を来すと思われる場合については、要訂正の事実が判明した都度、速やかに訂正を実施。

注：調査価格数は、2014年5月時点（参考指数を含むベース）。

(2) 目的・機能

企業向けサービス価格指数の主な目的は、企業間で取引されるサービスに関する価格の集約を通じて、サービスの需給動向を把握し、景気動向や金融政策を判断するための材料を提供することにある。また、名目生産額などの金額計数の変動から価格変動に起因する部分を取り除いて実質値を算出するデフレーターとしての機能に加え、企業間の個々の商取引における値決めの参考指標としての機能も有している。

2. 対象範囲

企業向けサービス価格指数は、企業間で取引されるサービスを対象範囲としている。したがって、『消費者物価指数』（総務省統計局）において採用されている個人向けサービスであっても、企業が同様に需要するサービス（郵便、電話など）は、対象範囲に含めている。なお、企業には、民間企業のほか、官公庁を含む。

企業向けサービス価格指数のうち、基本分類指数は、国内取引を対象としている。これは、『産業連関表』（総務省）におけるサービス部門の企業間取引額（中間需要部門＋国内総固定資本形成＋家計外消費支出）のうち、輸入取引を除いた国内取引に該当する部分にほぼ一致している^{1, 2}。

参考指数の輸出サービス価格指数、輸入サービス価格指数では、それぞれ輸出取引と輸入取引を対象としている。

図表 2-1. 企業向けサービス価格指数の対象範囲（産業連関表ベースの概念図）

		中間需要(内生部門)			最終需要					
		農林水産業	..	サービス	家計外消費支出	民間消費支出	..	国内総固定資本形成	..	輸出計
中間投入 (内生部門)	農林水産業									
	鉱業									
	製造業									
	建設									
	電力・ガス・水道									
	商業									
	金融・保険									
	：									
	サービス									
粗付加価値										

企業向けサービス価格指数の対象範囲（うち輸入取引は基本分類指数の対象外）
 企業物価指数の対象範囲 消費者物価指数の対象範囲

¹ ただし、『産業連関表』では企業間取引額が計上されているサービスのうち、自家活動部門（仮設部門）である自家用自動車輸送部門については、企業「内」取引であるため、「企業間で取引される企業向けサービス」から除外している。

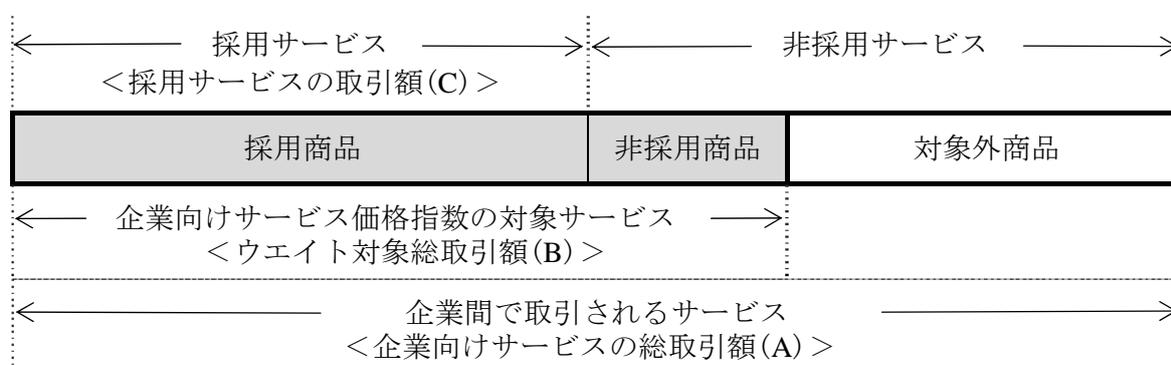
² 2010年基準のウェイト算定では、基準改定時の統計利用可能性を勘案し、『産業連関表』ではなく、『延長産業連関表』を基礎データとしている（⇒ウェイトは6.参照）。

企業間で取引されるサービスのうち、企業向けサービス価格指数において品目として採用しているサービスを「採用サービス」と呼ぶ。一方、価格の継続調査が困難であるため、品目としての採用を見送っているサービスを「非採用サービス」と呼称している。

非採用サービスのうち、属性や価格動向からみて採用品目の価格動向で代用し得ると判断されるものは、「非採用商品」と呼称し、ウェイト計算のベースとなるウェイト対象取引額に含めている。

一方、非採用サービスのうち、採用品目の中に属性の類似するサービスや価格動向を近似できる適当なサービスが見当たらないもの（帰属利子、商業マージン、医療・保健・社会保障など）は、「対象外商品」と呼称し、ウェイト計算のベースとなるウェイト対象取引額に含めていない。

図表 2-2. 企業向けサービス価格指数のウェイト対象総取引額（概念図）



企業間で取引されるサービスの総取引額のうち、企業向けサービス価格指数の対象として扱うサービス（採用商品＋非採用商品）の総取引額を、「ウェイト対象総取引額」と呼称する。企業向けサービス価格指数を計算する際に使用するウェイト（千分比）は、このウェイト対象総取引額から算定している（⇒ウェイトは 6. 参照）。

2010 年基準指数におけるウェイト対象総取引額は、次頁のとおり。企業向けサービスの総取引額のうち採用サービスの比率（「採用カバレッジ」）は、趨勢的には上昇しているが、依然、50%程度に止まっている³。

³ 2010 年基準指数における非採用サービスをみると、卸・小売サービス（39.2 兆円、38.5%）、帰属利子（18.6 兆円、18.3%）が過半を占めている。なお、卸売サービスについては、2010 年基準改定を機に、価格調査を試験的に開始することとした（⇒詳細は、「企業向けサービス価格指数・2010 年基準改定結果」（2014 年 6 月）を参照）。

図表 2-3. ウェイト対象総取引額と採用カバレッジ

			企業向けサービスの総取引額 (A)	ウェイト対象総取引額 (B)	採用サービスの取引額 (C)	採用カバレッジ (C/A)
2010年基準			2,058,942 億円	1,191,238 億円	1,039,384 億円	50.5%
参考	2005年基準	国内ベース	2,299,789 億円	1,269,001 億円	1,122,548 億円	48.8%
		国内+輸入ベース		2,386,013 億円	1,338,058 億円	1,185,202 億円
	2000年基準		2,277,294 億円	1,161,851 億円	1,055,885 億円	46.4%
	1995年基準		2,154,333 億円	1,125,587 億円	935,183 億円	43.4%
	1990年基準		1,820,105 億円	859,723 億円	788,619 億円	43.3%
	1985年基準	1,191,055 億円	518,727 億円	476,007 億円	40.0%	

注：国内ベースおよび国内+輸入ベースは、ウェイト算定に用いる企業間取引額の範囲をそれぞれ「国内取引」「国内取引および輸入取引」として算出。

3. 指数体系（⇒別紙1参照）

企業向けサービス価格指数の指数体系は、基本分類指数と参考指数から構成される。基本分類指数は、国内取引を対象としている⁴。

参考指数は、統計利用者からのニーズを考慮し、基本分類指数に属さない輸出・輸入取引を対象とした「輸出サービス価格指数」「輸入サービス価格指数」、基本分類指数を加工した「基本分類構成項目」および「消費税を除く企業向けサービス価格指数」の4指数を作成している。

⁴ 企業向けサービス価格指数では、『産業連関表』の「国内概念」に依拠して企業間取引を国内・輸出・輸入取引に分類している。すなわち、国内に所在する企業間の取引を「国内取引」とし、国内に所在する企業と海外に所在する企業との取引のうち、国内に所在する企業が提供者（需要者）となっている取引を「輸出取引（輸入取引）」に分類している。ただし、船舶や航空機によるサービスは、『産業連関表』において日本籍企業が行う活動を「国内」と定義しているため、企業向けサービス価格指数でもこの扱いに準じている。例えば、輸入貨物の輸送サービスは、国内に所在する企業が需要者となるため、船舶や航空機の運用主体が日本籍企業であれば「国内取引」に分類している。

(1) 基本分類指数 (Basic Grouping Index)

基本分類指数は、企業間で取引されるサービスのうち⁵、国内取引を対象としている⁶。契約通貨が外貨建ての調査価格については、円価格に換算のうえ、指数化した円ベース指数を作成している。

また、参考系列として、外貨建ての調査価格を円換算せずに集計した「契約通貨ベース」のほか、国際運輸の影響を控除した「総平均（除く国際運輸）」を作成している。「国際運輸」は国境線を越えて提供される国際運輸サービスに該当する 8 品目（「国際航空旅客輸送（北米方面）」「同（欧州方面）」「同（アジア方面）」「定期船」「不定期船」「外航タンカー」「国際航空貨物輸送」「国際郵便」）の指数を加重平均して作成している。

何れの指数も、消費税を含むベースで作成している⁷。

(2) 参考指数

① 基本分類構成項目 (Item used for calculating the basic grouping index)

基本分類指数を構成する品目の内訳を、指数化したもの。

「リース料率」は、小類別「リース」に属する 9 品目のうち、「輸送用機器リース」を除く 8 品目について、各調査価格のリース料率を指数化し、それを加重平均した指数を作成している。なお、指数には消費税を含まない。

また、「清掃」「設備管理」「警備（除機械警備）」について、それぞれの「民間向け」「官公庁向け」の指数を作成している。なお、指数は消費税を含むベースで作成している。

② 輸出サービス価格指数 (Services Export Price Index)

企業間で取引されるサービスのうち、基本分類指数に含まれない輸出取引を対象とし、円ベースと契約通貨ベースの指数を作成している。なお、指数には消費税を含まない。

⁵ 企業向けサービス価格指数は、経済のサービス化が進展する中で、個人向けサービスを対象とする『消費者物価指数』を補完する目的で開発された経緯があるため、対象範囲を企業向けサービスに限定した指数となっている。

⁶ 2010 年基準改定を機に、基本分類指数の対象市場を「国内取引および輸入取引」から「国内取引」のみに変更した。2005 年基準まで基本分類指数の対象市場としていた輸入取引は参考指数「輸入サービス価格指数」として公表している。輸出・輸入取引については、取引額が小さいことに加え、企業間取引額の把握が困難であることから、参考指数の扱いにとどめている。なお、『延長産業連関表』を元に算出すると、2010 年中におけるサービス取引額は、国内生産額 517.9 兆円に対し、輸出額 17.0 兆円、輸入額 10.0 兆円にとどまっている。

⁷ 消費税が免税または非課税となるサービスについては、そのまま指数化している。

③ 輸入サービス価格指数 (Services Import Price Index)

企業間で取引されるサービスのうち、基本分類指数に含まれない輸入取引を対象とし、円ベースと契約通貨ベースの指数を作成している。なお、指数には消費税を含まない。

④ 消費税を除く企業向けサービス価格指数 (Services Producer Price Index excluding Consumption Tax)

基本分類指数について、消費税を除いたベースの指数を作成している。また、基本分類指数の参考系列のうち、「総平均 (除く国際運輸)」「運輸・郵便 (除く国際運輸)」「国際運輸」については、消費税を除いたベースの指数を作成している。

4. 分類編成

企業向けサービス価格指数の基本分類指数では、『日本標準産業分類』および『産業連関表』等を参考に、分類編成を行っている⁸。

(1) 基本分類指数 (⇒別紙2 参照)

基本分類指数は、「総平均」「大類別」「類別」「小類別」「品目」の5段階で構成している。大類別は、『産業連関表』の統合大分類を参考に、「金融・保険」「不動産」「運輸・郵便」「情報通信」「リース・レンタル」「広告」およびいずれの大類別にも属さない品目を分類した「諸サービス」の7大類別から構成している⁹。類別は、『産業連関表』の統合中分類や統合小分類等を参考に、22類別を設定している。小類別は、『産業連関表』の基本分類を参考に、57小類別を設定している。品目は、『産業連関表』の部門別品目別国内生産額表や他の公的統計、業界統計等を参考に、147品目を設定している。

「契約通貨ベース」の指数は、契約通貨が外貨建て価格を調査している品目、小類別、類別、大類別のみを対象に¹⁰、指数を作成している。

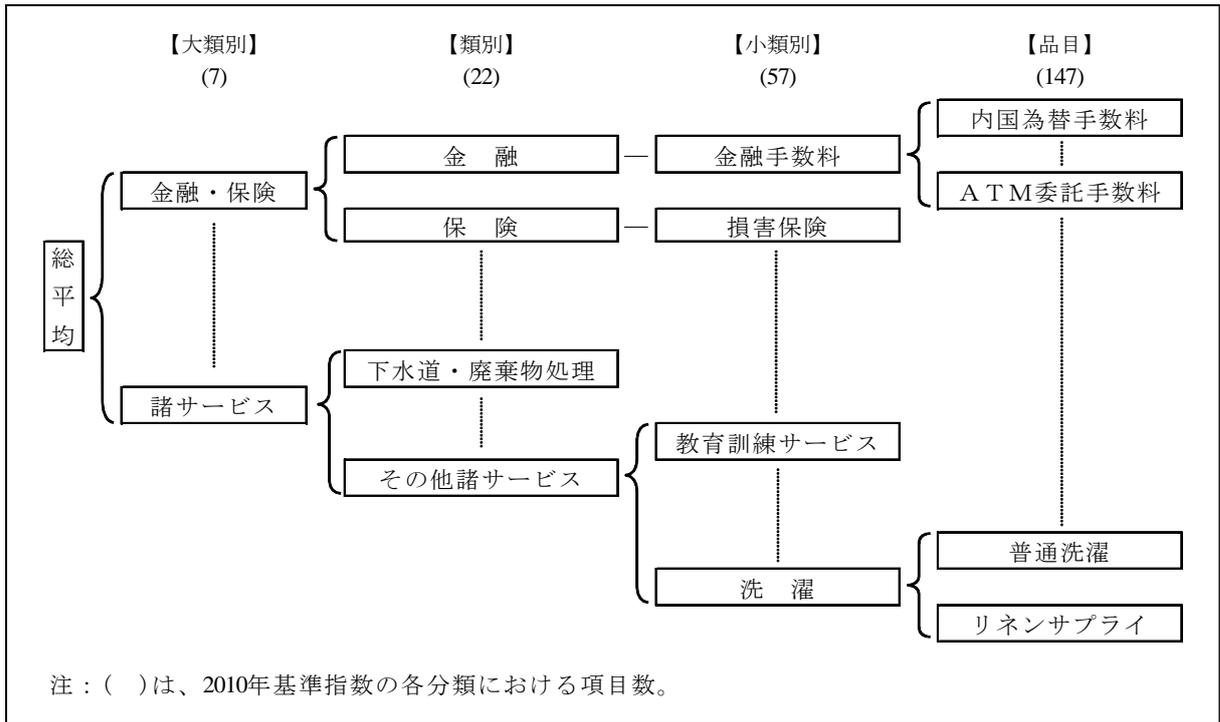
また、国際運輸の影響を除いた指数として「総平均 (除く国際運輸)」「運輸・郵便 (除く国際運輸)」のほか、「国際運輸」の指数を作成している。

⁸ 2010年基準企業向けサービス価格指数では、『日本標準産業分類』の第12回改定(2007年11月)および2011年『産業連関表』を参照している。

⁹ 「リース・レンタル」「広告」については、『産業連関表』では統合中分類「物品賃貸サービス」「広告」に位置付けられているが、産業規模に鑑み、企業向けサービス価格指数では大類別として設定している。

¹⁰ 契約通貨が外貨建ての調査価格を調査している4品目(「定期船」「不定期船」「外航タンカー」「国際航空貨物輸送」)、およびその上位分類(大類別「運輸・郵便」、類別「海上貨物輸送」「航空貨物輸送」、小類別「外航貨物輸送」「国際航空貨物輸送」)を対象としている。

図表 4-1. 基本分類指数の分類編成



図表 4-2. 基本分類指数と『産業連関表』との対応関係

基本分類指数		2011年『産業連関表』	
大類別	小類別	基本分類	統合大分類
金融・保険	金融手数料	「5311-013公的金融（手数料）」 「5311-014民間金融（手数料）」	「53金融・保険」
	損害保険	「5312-021損害保険」	
不動産	事務所賃貸	「5511-021不動産賃貸業」	「55不動産」
	その他の不動産賃貸	「5789-011道路輸送施設提供」のうち駐車場賃貸	
運輸・郵便	鉄道旅客輸送	「5711-011鉄道旅客輸送」	「57運輸・郵便」
	道路旅客輸送	「5721-011バス」 「5721-021ハイヤー・タクシー」	
	海上旅客輸送	「5741-011外洋輸送」のうち旅客輸送 「5742-011沿海・内水面旅客輸送」	
	国際航空旅客輸送	「5751-011国際航空輸送」のうち旅客輸送	
	国内航空旅客輸送	「5751-012国内航空旅客輸送」	
	鉄道貨物輸送	「5712-011鉄道貨物輸送」	
	道路貨物輸送	「5722-011道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」	
	外航貨物輸送	「5741-011外洋輸送」のうち貨物輸送	
	内航貨物輸送	「5742-012沿海・内水面貨物輸送」	
	港湾運送	「5743-011港湾運送」	
	国際航空貨物輸送	「5751-011国際航空輸送」のうち貨物輸送	
	国内航空貨物輸送	「5751-013国内航空貨物輸送」	
	倉庫	「5771-011倉庫」	
	こん包	「5781-011こん包」	
	有料道路	「5789-011道路輸送施設提供」のうち駐車場賃貸以外	
	水運附帯サービス	「5789-031水運附帯サービス」	
	航空施設管理・航空附帯サービス	「5789-041航空施設管理（国営）★★」 「5789-051航空施設管理（産業）」 「5789-061航空附帯サービス」	
郵便	「5791-011郵便・信書便」		
情報通信	固定電気通信	「5911-011固定電気通信」 「5911-099その他の電気通信」 のうちアクセスチャージ以外	「59情報通信」
	移動電気通信	「5911-021移動電気通信」のうちアクセスチャージ以外	
	アクセスチャージ	「5911-011固定電気通信」 「5911-021移動電気通信」 のうちアクセスチャージ	
	放送	「5921-011公共放送」 「5921-021民間放送」 「5921-031有線放送」	
	ソフトウェア開発	「5931-011ソフトウェア業」	
	情報処理・提供サービス	「5931-012情報処理・提供サービス」	
	インターネット附随サービス	「5941-011インターネット附随サービス」	
	新聞	「5951-021新聞」	
出版	「5951-031出版」		

図表 4-2. 基本分類指数と『産業連関表』との対応関係（つづき）

基本分類指数		2011年『産業連関表』	
大類別	小類別	基本分類	統合大分類
リース・レンタル	リース	「6611-011産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」 「6611-012建設機械器具賃貸業」 「6611-013電子計算機・同関連機器賃貸業」 「6611-014事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」 「6611-015スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」 「6612-011貸自動車業」 のうちリース	「66対事業所サービス」
	レンタル	「6611-011産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」 「6611-012建設機械器具賃貸業」 「6611-013電子計算機・同関連機器賃貸業」 「6611-014事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」 「6611-015スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」 「6612-011貸自動車業」 のうちレンタル	
広告	テレビ広告	「6621-011テレビ・ラジオ広告」のうちテレビ広告	「66対事業所サービス」
	新聞広告	「6621-012新聞・雑誌・その他の広告」のうち新聞広告	
	雑誌広告	「6621-012新聞・雑誌・その他の広告」のうち雑誌広告	
	折込広告	「6621-012新聞・雑誌・その他の広告」のうち折込広告	
	インターネット広告	「6621-012新聞・雑誌・その他の広告」のうちインターネット広告	
	その他の広告	「6621-011テレビ・ラジオ広告」のうちラジオ広告 「6621-012新聞・雑誌・その他の広告」のうち新聞広告、雑誌広告、折込広告、インターネット広告以外	
諸サービス	下水道	「4711-031下水道★★」	「47水道」 「48廃棄物処理」
	廃棄物処理	「4811-011廃棄物処理（公営）★★」 「4811-021廃棄物処理（産業）」	
	自動車整備	「6631-101自動車整備」	「66対事業所サービス」
	機械修理	「6632-101機械修理」	
	法務・会計サービス	「6699-011法務・財務・会計サービス」	
	その他の専門サービス	「6699-099その他の対事業所サービス」 のうちその他の専門サービス	
	土木建築サービス	「6699-021土木建築サービス」	
	プラントエンジニアリング	「6699-099その他の対事業所サービス」 のうちプラントエンジニアリング	
	その他の技術サービス	「6699-099その他の対事業所サービス」 のうちその他の技術サービス	
	職業紹介サービス	「6699-099その他の対事業所サービス」 のうち職業紹介サービス	
	労働者派遣サービス	「6699-031労働者派遣サービス」	
	教育訓練サービス	「6312-031その他の教育訓練機関（国公営）★★」 「6312-041その他の教育訓練機関（産業）」	
	建物サービス	「6699-041建物サービス」	「66対事業所サービス」
	警備	「6699-051警備業」	
	テレマーケティング	「6699-099その他の対事業所サービス」 のうちテレマーケティング	「67対個人サービス」
	宿泊サービス	「6711-011宿泊業」	
	給食受託	「6721-011飲食サービス」のうち給食受託	
洗濯	「6731-011洗濯業」		

(2) 参考指数 (⇒別紙 3 参照)

① 基本分類構成項目

小類別「リース」に属する 9 品目のうち、リース料金を調査している品目「輸送用機器リース」を除いた 8 品目については、リース料率を調査している。各調査価格のリース料率を指数化し、それを加重平均した「リース料率」の指数を公表している。

品目「清掃」「設備管理」「警備 (除機械警備)」については、それぞれの「民間向け」「官公庁向け」の指数を公表している。

② 輸出サービス価格指数

「外航貨物輸送」および「国際航空貨物輸送」の 2 項目を作成している。契約通貨が外貨建ての調査価格を調査している「外航貨物輸送」は、契約通貨ベースの指数も作成している。

③ 輸入サービス価格指数

「国際航空旅客輸送 (北米方面)」「同 (欧州方面)」「同 (アジア方面)」「外航貨物輸送」「外航貨物用船料」の 5 項目を作成している。契約通貨が外貨建ての調査価格を調査している「外航貨物輸送」「外航貨物用船料」は、契約通貨ベースの指数も作成している。

④ 消費税を除く企業向けサービス価格指数

基本分類指数の分類編成と同様に、「総平均」「大類別」「類別」「小類別」「品目」の 5 段階で構成している。また、参考系列として「総平均 (除く国際運輸)」「運輸・郵便 (除く国際運輸)」「国際運輸」を作成している。

5. 採用品目 (⇒付表. 1 参照)

品目は、企業向けサービス価格指数で作成・公表している指数の最小単位である。採用品目には、原則としてウエイト算定年次 (2010 年) におけるウエイト対象総取引額に対して一定の比率を占める代表性の高いサービスを選定している (⇒ウエイト対象総取引額は 2. 参照)。

もっとも、サービスには、財における『工業統計表』(経済産業省) のような統一的で詳細な金額統計が存在しないため、個別サービスの企業間取引額を確認することが困難である。したがって、企業向けサービス価格指数では、企業物価指数のような品目の採用基準額を設けず¹¹、まず『産業連関表』などを基礎データとして算出した企業間取引額を利用して小類別を選定し、これを細分化することにより品目を設定し

¹¹ 国内企業物価指数では、ウエイト対象総取引額の 1 万分の 1 以上を採用基準額として設定している。

ている¹²。

(1) 小類別の選定

『産業連関表』の基本分類ごとに、ウェイト算定年次における企業間取引額を確認し、5,000 億円以上のサービスは、原則として「小類別」として採用している¹³。

なお、ウェイト算定年次における企業間取引額が 5,000 億円を下回るサービスでも、①先行き取引額の増加が見込まれるもの、②品目分類編成上のバランス等から必要なもの、③デフレーター機能の強化に資するもの、④統計の連続性の観点から継続採用するものは、柔軟に採用している。

一方、企業間取引額が 5,000 億円を上回るサービスであっても、品質一定の下での継続的な価格調査が極めて困難なサービスは、小類別として採用していない。

図表 5-1. ウェイト対象取引額が 5,000 億円未満の小類別

大類別	類別	小類別	事由
運輸・郵便	旅客輸送	海上旅客輸送 国際航空旅客輸送	②輸送機関のバランス（陸・海・空）。
	陸上貨物輸送	鉄道貨物輸送	②輸送機関のバランス（鉄道・道路）。
	航空貨物輸送	国際航空貨物輸送 国内航空貨物輸送	②輸送機関のバランス（陸・海・空）から類別「航空貨物輸送」を設定し、国際・国内別に区分。
	倉庫・運輸附帯サービス	水運附帯サービス	③デフレーター機能の強化。
情報通信	放送	放送	④1995 年基準より採用。
広告	広告	雑誌広告	②広告掲載媒体のバランス。
諸サービス	専門サービス	その他の専門サービス	④1995 年基準より採用。
	職業紹介・労働者派遣サービス	職業紹介サービス	①アウトソーシング化に対応。
	その他諸サービス	教育訓練サービス	①アウトソーシング化に対応。

注：シャドローは、2010 年基準に新設した小類別。

¹² 2010 年基準のウェイト算定では、基準改定時の統計利用可能性を勘案し、『産業連関表』ではなく、『延長産業連関表』を基礎データとしている（⇒ウェイトは 6. 参照）。

¹³ 実務上の制約などから、企業向けサービス価格指数の対象範囲に含まれる全てのサービスを品目として採用できないため、重要度の高いサービスを選定する上での目安として、5,000 億円以上のサービスを小類別として採用するという客観的基準を設定している。

(2) 品目の選定

小類別を構成する個別サービスのうち、①各種統計を用いることで企業間取引額の推計が可能であり、かつ、②品質一定の下で継続的な価格調査が可能であるサービスを、品目として採用している。品目の選定に際しては、細分化された指数に対するユーザー・ニーズ、デフレーターとしての必要性、他のサービス統計とのバランス、全体の指数精度の維持、カバレッジの拡大などを総合的に勘案している。

(3) 採用品目数

2010年基準指数における採用品目数は、以下のとおりである。

図表 5-2. 採用品目数

	2010年基準	<参考>2005年基準
	基本分類指数	147
輸出サービス価格指数	2	2
輸入サービス価格指数	5	—

6. ウェイト

企業向けサービス価格指数の各品目のウェイトは、各品目のウェイト算定のベースとなる取引額（「ウェイト対象取引額」）の「ウェイト対象総取引額」に対する千分比により算出している（⇒ウェイト対象総取引額は 2. 参照）。また、参考指数のうち、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」のウェイトは、基本分類指数に準じているが、その他の参考指数はウェイトを設定していない。

なお、企業向けサービス価格指数では、「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用しているため、品目以上のウェイトを基準時（2010年）に固定している（⇒指数算式は 8. 参照）。

(1) 小類別の企業間取引額の推計

まず、小類別ごとの企業間取引額を推計する。小類別の企業間取引額は、原則として小類別に対応する『産業関連表』基本分類の企業間取引額（中間需要部門＋国内総固定資本形成＋家計外消費支出）のうち、輸入取引分を控除した国内取引に該当する金額をそのまま使用する¹⁴（⇒付表. 3 参照）。

ただし、放送や外航貨物輸送など一部のサービスでは、例外的に、『産業関連表』

¹⁴ 2010年基準のウェイト算定では、基準改定時の統計利用可能性を勘案し、『産業関連表』ではなく、『延長産業関連表』を基礎データとしている。

の企業間取引額における過不足を調整して使用している¹⁵。また、『産業連関表』基本分類を複数の小類別に対応させている場合は、『産業連関表』の部門別品目別国内生産額表や他の公的統計、業界統計等を使用し、小類別に該当する企業間取引額を推計している。

(2) 品目の企業間取引額の推計

小類別の企業間取引額を用いて、各品目の企業間取引額を推計する。

<小類別が一つの品目のみから構成される場合>

小類別の企業間取引額を、そのまま品目の企業間取引額とする。

<小類別が複数の品目から構成される場合>

小類別は、『産業連関表』の基本分類と対応している。『産業連関表』では、基本分類より細分化された単位での産出額データを提供していないため、一部の例外を除いて、個別の品目の企業間取引額を、『産業連関表』から直接推計することができない。

企業向けサービス価格指数の多くの品目では、小類別を構成する品目ごとのサービス生産額（売上高）を推計し、各品目のサービス生産額の構成比で小類別の企業間取引額を案分することにより、品目ごとの企業間取引額を推計している。すなわち、サービス生産額は企業向けサービス取引額のほか個人向けサービス取引額を含むが、同一の小類別では「サービス生産額に占める企業向け比率が各品目で一定である」と仮定し、各品目の企業間取引額を推計している。

具体的には、品目ごとのサービス生産額（売上高）データとして、『産業連関表』の部門別品目別国内生産額表、『経済センサスー活動調査』（総務省・経済産業省）、『特定サービス産業実態調査』（経済産業省）等の公的統計、そのほか業界統計や個別企業の決算データ等を参照している。

(3) ウェイト対象取引額の算出：非採用商品の企業間取引額の加算（インピュート）

企業向けサービス価格指数では、具体的には、上記(2)で推計した品目の企業間取引額をベースに、基本分類指数の各品目のウェイトを算定している。具体的には、採

¹⁵ 『産業連関表』における企業間取引額の調整内容は、以下のとおり。

<控除している取引額>

- ・『産業連関表』では、新聞、雑誌、放送、インターネットを媒介とする広告サービスの広告料収入について、広告部門を経由して各需要部門に産出している（トランスファー方式）。この結果、『産業連関表』の企業間取引額には広告料収入が二重計上されているため、「新聞・出版」「放送」「インターネット付随サービス」に計上されている広告料収入を控除している。

<加算している取引額>

- ・外洋輸送、国際航空輸送の各部門における貨物運賃は、『産業連関表』では一律輸出に計上する扱いとしている。このため、国内取引額を別途推計し、加算している。

用品目ごとにウェイト算定のベースとなる取引額（「ウェイト対象取引額」）を算出し、「ウェイト対象総取引額」に対する千分比として、品目ウェイトを算定している（⇒ウェイト対象総取引額は2.参照）。

企業向けサービス価格指数では、品目として採用するサービスのほか、品目として採用しないサービスであっても、採用品目の価格動向で代用し得ると判断されるサービス（非採用商品）は、ウェイト算定における対象取引額に含めている。具体的には、非採用商品の取引額を、これに代用する採用品目の取引額に加算することで対応している。したがって、個々の採用品目は、自身の取引額に加え、関連する非採用商品の取引額を加算したベースで、ウェイトを算定している。ウェイト算定において、このような対応を行うのは、サービスが品目として採用されるか否かによって総平均指数に占める構成比率に歪みが生じるのを、できるだけ回避するためである。一方、採用品目の価格動向で代用できないサービスについては、指数の対象外として、ウェイト対象取引額には含めない扱いとしている（対象外商品）。

(4) ウェイト算定の流れ

① ウェイト計算指示の設定（⇒付表.2参照）

企業間取引額を推計した各サービスは、(a)品目として採用するサービス（採用商品）、(b)品目として採用しないが、企業向けサービス価格指数のウェイト計算に含めるサービス（非採用商品）、(c)企業向けサービス価格指数のウェイト計算に含めないサービス（対象外商品）に分類される。各サービスの企業間取引額について、企業向けサービス価格指数のウェイトを算定する上で、どのように使用するかを指示したものを「ウェイト計算指示」と呼ぶ。ウェイト計算指示には、以下の5種類がある。

図表 6-1. ウェイト計算指示の種類

		ウェイト計算指示
採用商品	品目として採用するサービス。	品目
非採用商品	小類別を構成する採用品目グループの価格動向で代用するサービス。	小類別インピュート
	類別を構成する採用品目グループの価格動向で代用するサービス。	類別インピュート
	大類別を構成する採用品目グループの価格動向で代用するサービス。	大類別インピュート
対象外商品	ウェイト算定の対象から除外するサービス。	対象外

② ウェイト対象取引額の算出

ウェイト計算指示ごとに取引額を集計し、最終的に採用品目取引額を割り振るこ

とにより、各品目のウエイト対象取引額を算出する。なお、対象外商品はウエイト計算の対象から除外するため、取引額を使用しない。

非採用商品の取引額はウエイト計算指示ごとに集計し、以下の方法により、それぞれ代用させる採用品目の取引額に加算する。

図表 6-2. 非採用商品取引額の採用品目への加算方法

ウエイト計算指示	採用品目の取引額への加算方法
小類別インピュート	当該小類別に属している採用品目の取引額（「品目」）比率に応じて案分し、それぞれの採用品目に加算。
類別インピュート	当該類別に属している採用品目の取引額（「品目」+「小類別インピュート」案分加算分）比率に応じて案分し、それぞれの採用品目に加算。
大類別インピュート	当該大類別に属している採用品目の取引額（「品目」+「小類別インピュート」案分加算分+「類別インピュート」案分加算分）比率に応じて案分し、それぞれの採用品目に加算。

③ ウエイト対象総取引額の算出

採用品目のウエイト対象取引額を合計することにより、ウエイト対象総取引額を算出する（⇒2. 図表 2-3 参照）。

④ 品目以上のウエイト算定（⇒付表.1 参照）

②で算出した各品目のウエイト対象取引額が、③で算出したウエイト対象総取引額に占める割合を千分比で算出し、小数点以下第1位まで各品目のウエイトを算定する。

なお、品目より上位の分類（小類別、大類別など）のウエイトは、当該分類に属している品目ウエイトを合計し算定している。

参考系列として作成している「国際運輸」のウエイトは、該当する8品目（「国際航空旅客輸送（北米方面）」「同（欧州方面）」「同（アジア方面）」「定期船」「不定期船」「外航タンカー」「国際航空貨物輸送」「国際郵便」）のウエイトを合計し算定している。「総平均（除く国際運輸）」「運輸・郵便（除く国際運輸）」のウエイトは、それぞれ「総平均」および大類別「運輸・郵便」のウエイトから「国際運輸」のウエイトを控除し算定している。

7. 調査価格

調査価格とは、継続的にサービスの価格を調査するに当たって、調査内容を定めた企業向けサービス価格指数の調査単位である。調査価格の設定に際しては、①サービスの代表性、②純粋な価格変化の捕捉、の2点を重視している。このため、サービス内容のほか、取引条件や取引先等についても、特定するよう努めている。

(1) 調査対象サービスの選定

企業向けサービス価格指数では、①分類編成が依拠する『産業連関表』や業界統計などに定義される品目範囲内にあつて、②当該品目の価格動向を代表させるのに相応しいサービスを選定している。実際の作業では、業界統計や調査先企業からのヒアリング情報などを参考にしながら、代表的かつ継続的な取引が見込まれるサービスを選定している。

調査価格の構成にあたっては、品目内のサービス構成が市場の実勢と一致するよう、サービス種類別取引金額の構成比率に応じ、調査価格数を調整している。

サービス種類別取引金額の構成比率は、品目の企業間取引額の推計と同様に（⇒ 6. (2) 参照）、『産業連関表』や他の公的統計、業界統計等を使用して推計する。もっとも、品目未満のサービス種類別の取引額データを入手できない場合が多いことから、ある一定の仮定を置いてサービス構成比率を推計している。

(2) 調査段階

サービスは提供者（生産者）から需要者へ直接供給されるケースが一般的であるため、原則としてサービスの提供者（生産者）から価格を調査している¹⁶。

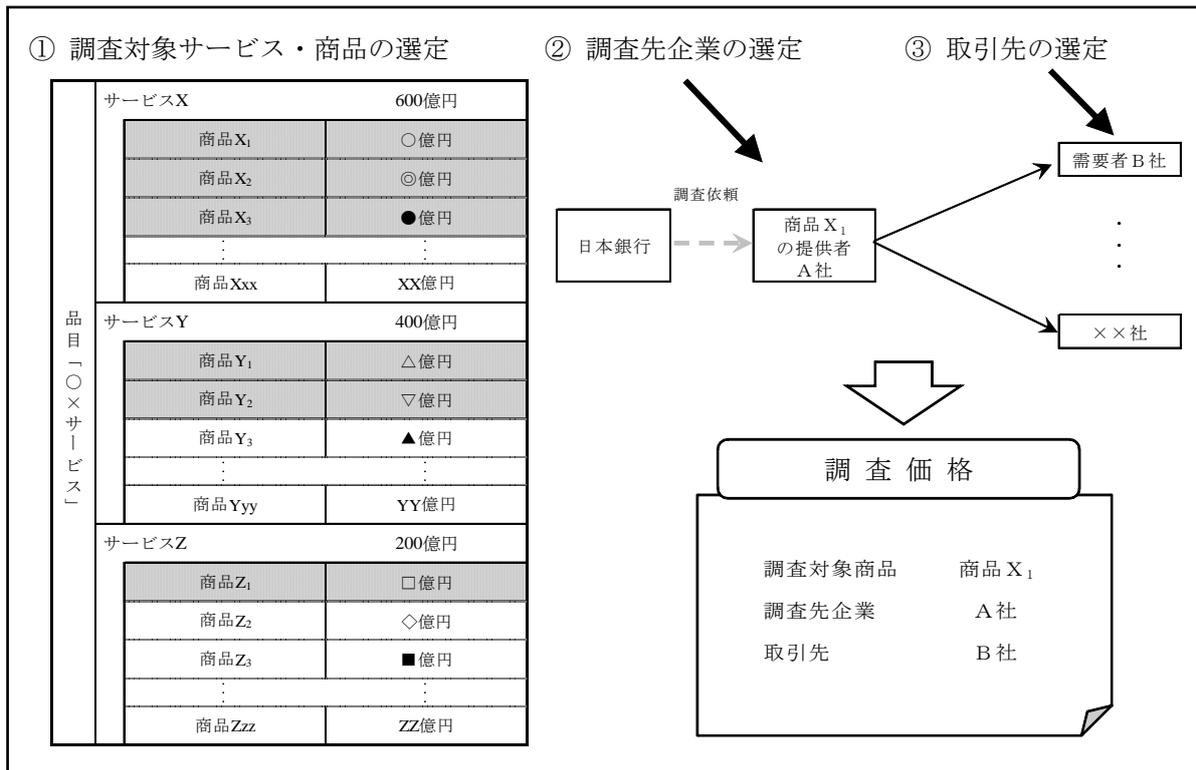
また、官公庁向け入札価格などを採用している一部の調査価格では、サービスの需要者から調査している。

(3) 調査先企業の選定

調査先企業は、(1)で選定した調査対象サービス、(2)で選定した調査段階に対応する、代表的な企業を選定している。

¹⁶ 企業向けサービス価格指数では、『産業連関表』における生産者の概念に依拠して、サービスの提供者（生産者）を整理している。例えば、類別「広告」では、『産業連関表』の統合中分類「広告」の範囲に倣い、「広告業」の活動に加え、広告媒体を提供する他の産業部門（「民間放送業」等）の広告活動を調査対象としている。

図表 7-1. 調査価格の設定イメージ



(4) 調査価格のウェイト算定

同一品目内の「調査価格」のウェイトは、原則として均等としている。調査価格のウェイトは、各品目のウェイトを、当該品目に属する調査価格数で除することにより、小数点以下第3位まで算定する。

ただし、同一品目内であっても、サービスの種類や向け先などの違いにより価格動向が異なる調査価格グループが混在する場合がある。こうした品目において、上述(1)で推計した取引額比率に応じた調査価格数を確保できない場合には、調査価格グループごとの取引額比率で、各品目のウェイトを細分化し、調査価格グループごとにウェイト差を設けている。なお、同一調査価格グループ内では、ウェイトを均等分割している。2010年基準指数において調査価格グループごとにウェイト差を設定している品目は、次頁の41品目（参考指数を含む）である。

図表 7-2. 調査価格グループごとにウェイト差を設定している品目

<基本分類指数>

類別	品目	ウェイト差の設定要件
金融	信用保証料	・保証区分別
	カード・電子マネー加盟店手数料	・カード／電子マネー別
	A T M委託手数料	・サービス提供者（生産者）別
保険	火災保険	・保険対象物件（一般／工場）別
	海上・運送保険	・保険種類（船舶／貨物海上／運送）別
不動産賃貸	店舗賃貸	・業態別
	駐車場賃貸	・契約期間（時間貸／月極）別
旅客輸送	ハイヤー・タクシー	・ハイヤー／タクシー別 ・タクシーは、サービス提供者（地域）別
	国際航空旅客輸送（欧州方面）	・路線別
	国際航空旅客輸送（アジア方面）	・路線別
	国内航空旅客輸送	・サービス提供者（生産者）別
陸上貨物輸送	鉄道貨物輸送	・サービス提供者（生産者）別 ・コンテナ扱い／車扱別
	宅配便	・サービス提供者（生産者）別
	メール便	・サービス提供者（生産者）別
海上貨物輸送	定期船	・航路別
	不定期船	・運送契約形態別
	外航タンカー	・貨物種類別
倉庫・運輸附带サービス	高速自動車国道	・サービス提供者（生産者）別 ・普通車／大型車別
	都市高速道路	・サービス提供者（生産者）別 ・普通車／大型車別
	一般有料道路	・サービス提供者（生産者）別
	水運附带サービス	・サービス種類別
通信	インターネットデータセンター	・サービス種類別
	携帯電話・PHS	・サービス提供者（生産者）別 ・サービス種類別
	移動データ通信専用サービス	・サービス提供者（生産者）別
インターネット附随サービス	インターネット附随サービス	・サービス種類別 ・ポータルサイト運営サービスは、サービス提供者（生産者）別
リース・レンタル	仮設資材レンタル	・資材種類（重仮設資材／軽仮設資材）別
広告	インターネット広告	・サービス種類別
	ラジオ広告	・タイムCM／スポットCM別
下水道・廃棄物処理	下水道	・サービス提供者（地域）別
自動車整備・機械修理	車検・定期点検・一般整備	・サービス種類別
	電気機械器具修理	・修理対象財別
	機械修理（除電気機械器具）	・修理対象財別
専門サービス	不動産鑑定評価	・民間企業向け／公共向け別 ・公共向けは、サービス種類別
技術サービス	環境計量証明	・サービス種類別
その他諸サービス	清掃	・民間向け／官公庁向け別
	設備管理	・民間向け／官公庁向け別
	警備（除機械警備）	・民間向け／官公庁向け別 ・民間向けは、サービス種類別
	給食受託	・サービス需要者別

<参考指数>

輸出サービス価格指数	外航貨物輸送	・サービス種類別
輸入サービス価格指数	国際航空旅客輸送（アジア方面）	・路線別
	外航貨物用船料	・用船期間別

(5) 調査時点

調査時点は、原則としてサービス提供時点としている¹⁷。ただし、これが困難である場合は、契約時などの時点で価格を調査している¹⁸。

(6) 価格調査の方法

価格調査は、翌月央に書面で行うことを原則としている。契約通貨が外貨建てのものについては、外貨建ての価格を調査し¹⁹、外貨建て契約の調査価格を円価格に換算した上で指数化している²⁰。一方、参考系列の「契約通貨ベース」は、契約通貨建て価格（円建て契約のものは円価格）をそのまま指数化している。企業向けサービス価格指数では、調査価格の9割以上が円建て契約である。

(7) 欠測価格の取扱い

調査時点において、調査価格で設定した条件の下での取引・契約がない場合や、調査先から回答が得られない場合は、当該月は「欠測価格」となる。欠測価格が発生した場合は、原則として当該月の価格を前月と同値（横這い）とする²¹。外貨建て価格を調査している場合は、外貨建ての調査価格を前月と同値とし、当該月の為替相場の動きを一律に反映させて、円建て価格を算出している。

¹⁷ 企業向けサービス価格指数では、原則、調査時点に提供される全てのサービスを調査対象としているが、「損害保険」や「リース」「レンタル」では、既存契約分を含まない新規契約分のみを調査対象としている。

¹⁸ 例えば、官公庁向けの入札価格を採用している一部の調査価格では、官公庁ホームページに掲載される入札情報を利用して価格を作成している。こうした調査価格は、サービスの実際の提供時点を把握することが難しいことから、調査時点は、契約時（入札時）となっている。

¹⁹ 基本分類指数・大類別「運輸・郵便」のうち、「定期船」「不定期船」「外航タンカー」「国際航空貨物輸送」の4品目、および参考指数・輸出サービス価格指数の「外航貨物輸送」、同・輸入サービス価格指数「外航貨物輸送」「外航貨物用船料」に外貨建て契約の調査価格を採用している。

²⁰ 円換算には、便宜上、各契約通貨の銀行の対顧客電信直物相場（調査時点の月中平均、仲値）を利用している。したがって、個々の企業が直面している実際の円価格とは異なる。

²¹ ①月次調査、②基準改定の作業期間の欠測価格については、異なる対応を採用している場合がある。具体的には、次のとおり。

- ① 時系列データの変動から、季節性が窺えると判断した調査価格において、調査先企業から回答が得られない場合は、その季節性を考慮し、前年同月比が前月から変動しないよう調整した価格で補完する。一方、季節性が窺えないと判断した調査価格においては、前月の価格そのものを当月の価格とする。
- ② 基準改定作業では、新規品目などの調査価格について、基準始期以降の価格を新たに収集している。このため、一部の調査価格では、基準始期より一定期間、欠測価格が生じる場合がある。欠測価格のある調査価格を有する品目では、欠測価格の発生している期間について、欠測価格のない調査価格（原則、複数調査先の3調査価格以上を確保）から算出した品目指数と前月比や前年同月比が一致するように調整した価格で補完する。

(8) 調査価格の種類

調査価格では、原則として調査対象サービス、取引先、取引条件など、品質を特定した上で、実際の取引価格を調査している（銘柄指定調査）。

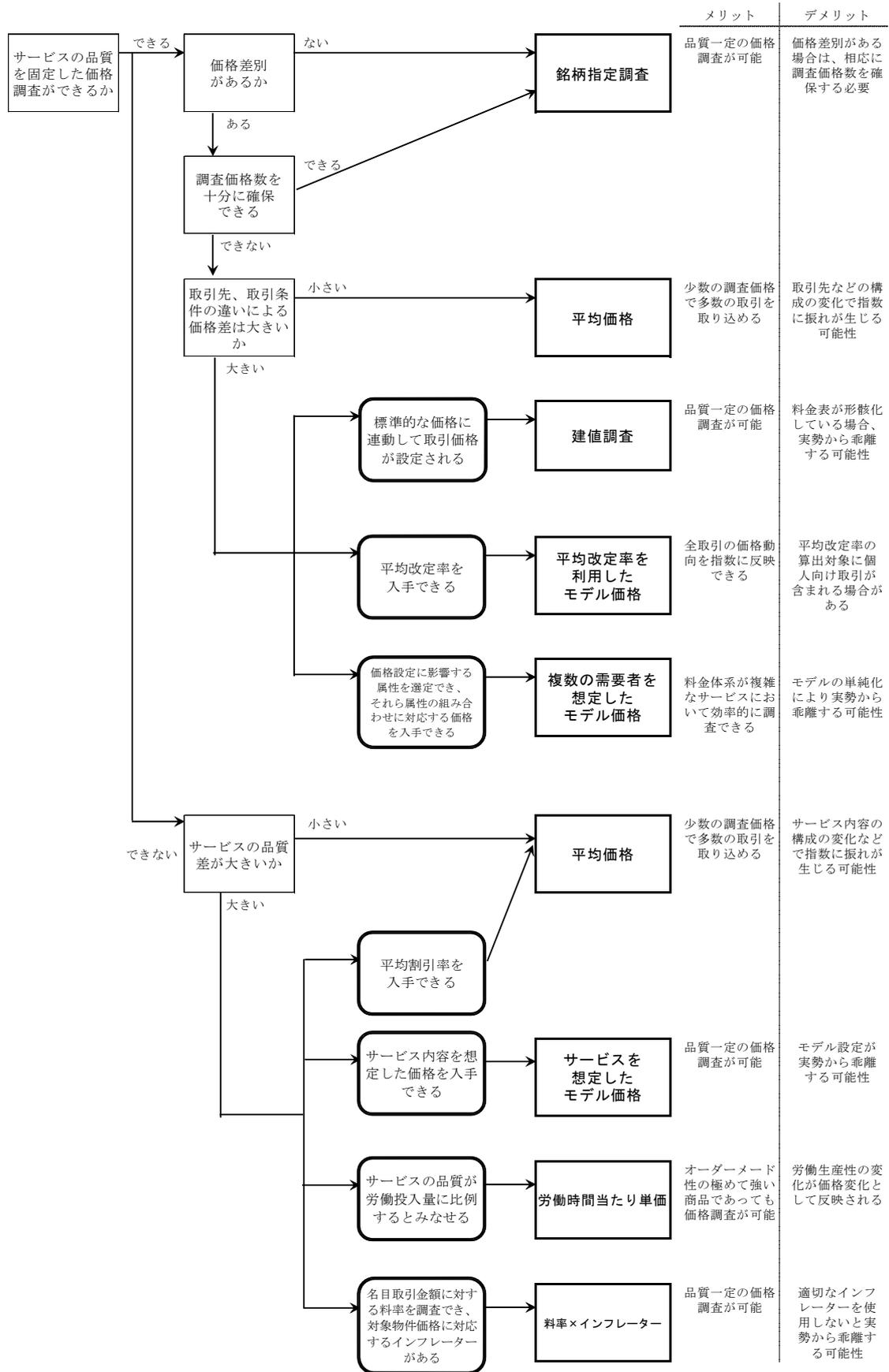
一方、価格設定が多様化しているサービスや、サービス内容の個別性が強いサービスなど品質を固定した価格の継続調査が難しい場合は、「建値調査」「平均価格」「モデル価格」「労働時間当たり単価（人月単価）」「料率×インフレーター」を採用している。

どの調査価格を採用するかについて定量的なルールを設けることは難しいが、調査先からのヒアリング情報などを参考に、各調査価格の得失を考慮し、調査価格の種類を選定している。また、一旦採用した後も、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて調査価格の種類を変更している。

図表 7-3. 主な調査価格の種類

調査価格の種類	内 容	調査価格の設 定例
銘柄指定調査	サービス内容、取引先、取引条件などを特定した実際の取引価格を調査。	鉄道旅客輸送 屋外広告 産業廃棄物処理 税理士サービス
建値調査	サービス内容や取引条件を特定した実際の取引において、目安とされる標準的な価格（仕切価格、料金表価格など）を調査。	宅配便 インターネット接続サービス
平均価格	品質一定の条件を損なわない範囲で、サービス内容や取引先、取引条件の異なる複数の取引をグルーピングして売上高を集計し、合計販売数量で除した平均価格を調査。	事務所賃貸 WANサービス 新聞広告 建築設計 労働者派遣サービス ホテル宿泊サービス
モデル価格	<p><平均改定率を使用></p> <p>取引条件の違いによる価格差が大きいサービスにおいて、取引条件の異なる全取引の料金改定率を集計した「平均改定率」を調査。</p>	ハイヤー・タクシー 固定電話
	<p><複数の需要者を想定></p> <p>価格設定が多様化しているサービスについて、価格変動のばらつきが大きい属性（利用条件、需要量など）の異なる複数の需要者を想定し、それぞれの需要者にとっての最安値を、需要者のウエイトで平均した価格を調査。</p>	自動車保険（自賠責） 国際航空旅客輸送 国内航空旅客輸送 有料道路 携帯電話・PHS
	<p><サービスを想定></p> <p>オーダーメイド・サービスについて、仮想的な取引（サービス内容、取引先、取引条件）を設定し、その条件でサービスを提供する場合の価格を調査。</p>	機械修理（除電気機械器具） 建築設計 土木設計 プラントエンジニアリング
労働時間当たり単価 （人月単価）	労働投入量（作業人月数）が品質に比例するとみなし得るサービスについて、労働時間当たりの単価を調査。	受託開発ソフトウェア システム等管理運営受託 弁護士サービス 公認会計士サービス 建築設計 警備（除機械警備）
料率× インフレーター	名目取引金額に対する料率で価格が表示されるサービスについて、料率に適当な価格指数（インフレーター）を乗じ、従量制に変換した価格を調査。	証券委託手数料 カード・電子マネー加盟店手数料 火災保険 自動車保険（任意） 産業機械リース

図表 7-4. 調査価格の選択フロー



＜多様化する価格設定に対する価格調査＞

企業向けサービス価格指数では、多様化する価格設定に対し、次のとおり、「銘柄指定調査」「建値調査」「平均価格」「平均改定率を利用したモデル価格」「複数の需要者を想定したモデル価格」を活用し、価格調査を行っている。

① 銘柄指定調査

実勢を捉えるのに十分な調査価格数を確保できる場合は、サービス内容、取引先、取引条件などを特定した「銘柄指定調査」を採用する。

「銘柄指定調査」は、品質を一定とした継続的な価格調査が行える利点がある。一方、実勢を反映した指数を作成するためには、相応の調査価格数を確保する必要がある。

② 建値調査

標準的な価格（仕切価格、料金表価格など）に連動して取引価格が設定されている場合には、「建値調査」を採用する。

「建値調査」は、品質一定の価格調査が可能となる利点がある。一方、料金表が形骸化している場合や、料金表からの割増引率の変動する場合には、実勢から乖離する可能性がある。

③ 平均価格

取引先や取引条件の違いによる価格差が小さい場合は、取引先、取引条件の類似する複数の取引をグルーピングした「平均価格」を採用する。

「平均価格」は、少数の調査価格で多数の取引を取り込めるほか、スポット取引が多いなど同一の取引先との取引が継続しない場合でも価格調査が可能となる利点がある。一方、取引先や取引条件の構成の変化により指数に振れが生じる可能性がある。

④ 平均改定率を利用したモデル価格

取引条件の違いによる価格差が大きいサービスにおいて、取引条件の異なる全取引の料金改定率を集計した「平均改定率」を調査できる場合には、「平均改定率を利用したモデル価格」を採用する。

「平均改定率を利用したモデル価格」は、そのサービスの全取引の価格動向を網羅できる利点がある。一方、平均改定率を算出できるサービスが少ないほか、多くの場合、平均改定率の算出対象に個人向け取引が含まれるため、企業向けと個人向けで取引条件の設定が大きく異なる場合、誤差が生じる可能性がある。

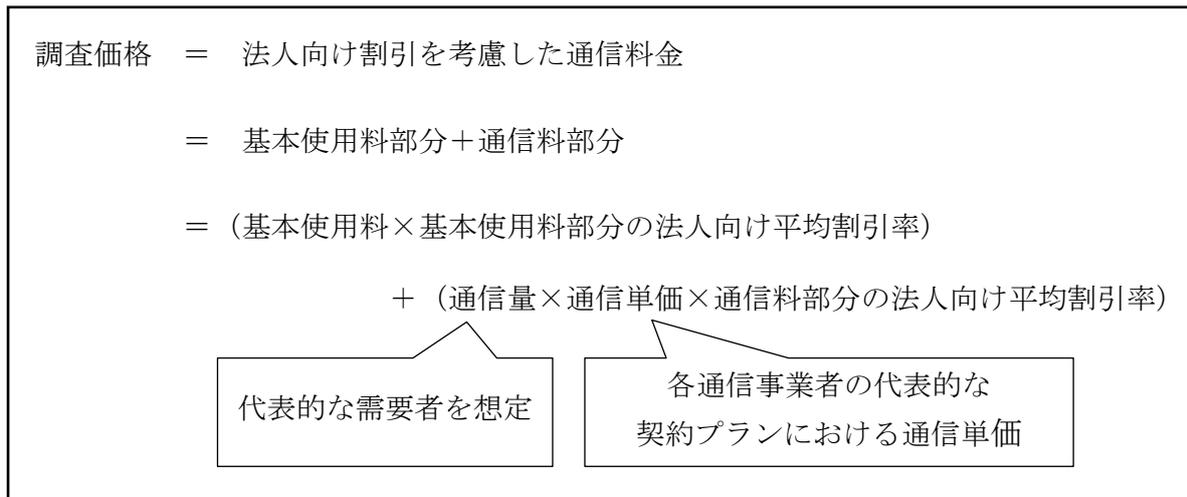
⑤ 複数の需要者を想定したモデル価格

価格設定に大きく影響する属性（利用条件、需要量など）の選定が可能であり、

かつ、属性の組み合わせに対応する価格を利用可能な場合は、「複数の需要者を想定したモデル価格」を採用する。具体的な作成方法は、図表 7-5 を参照。

「複数の需要者を想定したモデル価格」は、複雑な料金体系を持つサービスにおいて効率的に価格調査を行える利点がある。一方、調査負担軽減の観点から、価格設定に大きく影響する属性のみを抽出し、モデルを設定しているため、モデルの簡素化により指数が実勢から乖離する可能性がある。

図表 7-5. 複数の需要者を想定したモデル価格の例：携帯電話・PHS



<オーダーメイド・サービスに対する価格調査>

オーダーメイド・サービスは、需要者のニーズに応じてサービス内容（品質）が異なるサービスであり、取引の継続性がなく、一度提供されたサービスは繰り返し提供されない点に特徴がある。企業向けサービス価格指数では、オーダーメイド・サービスに対し、次のとおり、「平均価格」「サービスを想定したモデル価格」「労働時間当たり単価（人月単価）」「料率×インフレター」を活用し、価格調査を行っている²²。

① 平均価格

サービスごとの品質差が比較的小さい場合には、類似した品質を持つ複数のサービスをグルーピングした「平均価格」を採用する。また、サービス内容の違いによる価格差が大きい場合であっても、各取引における定価からの割引率を集

²² このほか、「複雑な取引条件を想定したモデル価格」も採用している。サービス内容を形成する取引条件が複雑であるサービスでは、同じ取引先との継続的な取引は発生するが、取引ごとに取引条件の組み合わせが異なるために取引条件を特定できないサービスが存在する。これに対し、代表的なサービス内容、取引条件を便宜的に設定し、対応する価格を調査している。

計した「平均割引率」を調査できる場合には、「平均価格」を採用する。

「平均価格」は、少数の調査価格で数多くの取引を取り込むことができ、継続的な実勢価格の調査が可能となる利点がある。一方、サービス内容の構成の変化などで指数に振れが生じる可能性がある。

② サービスを想定したモデル価格

サービスごとの品質差が大きいサービスにおいて、サービス内容を想定して算出した価格を入手できる場合には、「サービスを想定したモデル価格」を採用する。

「サービスを想定したモデル価格」は、品質一定の価格調査が可能となる利点がある。一方、取引実態と異なるモデルを設定した場合、指数が実勢から乖離する可能性がある。

図表 7-6. サービスを想定したモデル価格の例：プラントエンジニアリング

標準的なプラントを想定し、見積もり価格を次のとおり算出。

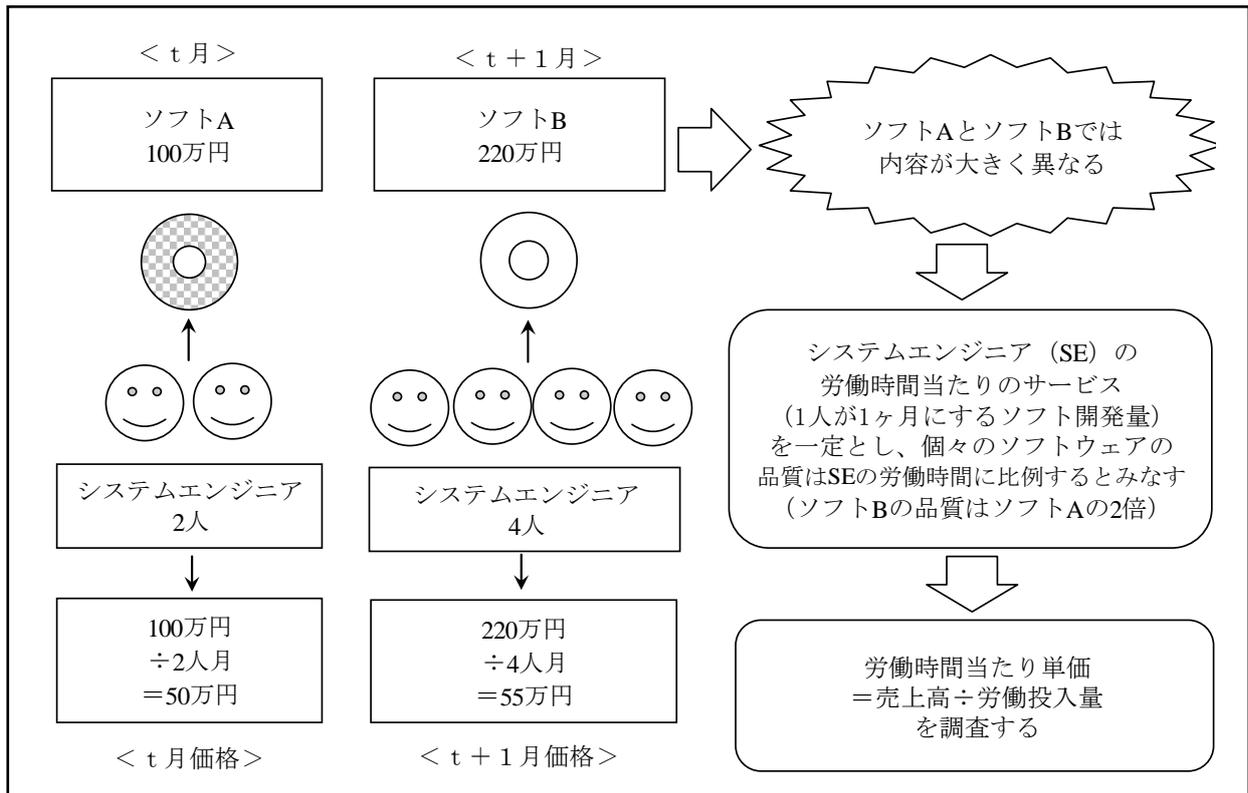
		標準的な 投入量	×	単 価	=	人件費				
人 工 タ イ プ	プロジェクト マネージャー	100 人日	×	100,000 円	=	10 百万円				
	シニアエンジニア (10年以上)	2,500 人日	×	80,000 円	=	200 百万円				
	一般エンジニア (10年未満)	10,000 人日	×	50,000 円	=	500 百万円				
						710 百万円	+	710百万円×0.1	=	調査価格 781 百万円

③ 労働時間当たり単価（人月単価）

サービスごとの品質差が大きいサービスにおいて、サービスの品質が労働投入量に比例するとみなせる場合には、サービスの取引金額をそのサービス提供に要する労働投入量で除した「労働時間当たり単価（人月単価）」を採用する。

「労働時間当たり単価（人月単価）」は、オーダーメイド性の極めて強いサービスであっても価格調査が可能となる利点がある。一方、労働生産性に変化が生じ、労働時間当たりのサービス量に変化した場合（真の価格は変化していない場合）にも、価格が変化したとして指数に反映される。

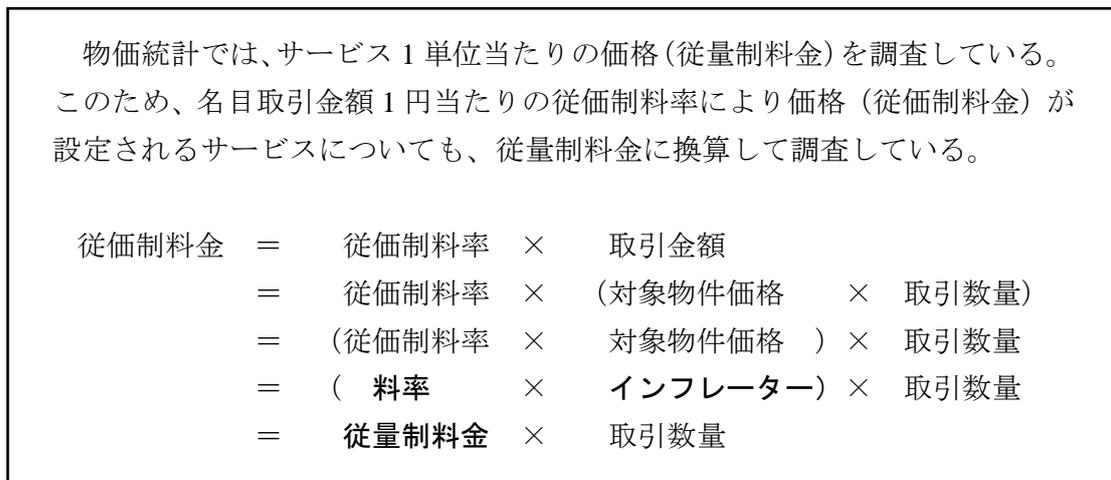
図表 7-7. 労働時間当たり単価の例：受託開発ソフトウェア



④ 料率×インフレーター

サービスごとの品質差が大きいサービスにおいて、名目取引金額に対する料率（従価制料率）を調査でき、対象物件価格に対応する適切な価格指数（インフレーター）が存在する場合には、「料率×インフレーター」を採用する。

図表 7-8. 従価制料金と従量制料金の関係



「料率×インフレーター」を採用している各類別では、それぞれ対象物件を次のように定義し、該当する価格指数をインフレーターとして使用している。

類別「金融」では、調達する資金により購買可能な商品、類別「保険」では、保険対象とする商品、小類別「リース」では賃貸対象とする商品を、対象物件として想定している。

なお、類別「金融」では、資金の用途を明確に定義できないため、消費者物価指数をインフレーターとして使用している。

「料率×インフレーター」では、品質調整済み価格指数を使用しているため、品質一定の価格調査が可能となる利点がある。一方、インフレーターが適切でない場合は、実勢価格から乖離する可能性がある。

図表 7-9. 料率×インフレーターの例：リース

- ・ リース料金は、一般的に「料率×リース対象物件価格」で設定される。

パーソナルコンピュータ (デスクトップ)	
・ 製品型番	○△□
・ 総額	200万円
・ リース物件価格	20万円/台
・ 数量	10台
・ リース期間	5年
・ リース料率	2%

$$\begin{aligned}
 \text{リース料金} &= \text{従価制料金} \\
 &= \text{リース料率}2\% \times \text{リース総額}200\text{万円} \\
 &= \underbrace{\quad \quad \quad}_{\text{従量制料金 (4千円)}} \times \text{リース物件価格}20\text{万円} \times \text{数量}10\text{台}
 \end{aligned}$$

- ・ 通常の価格調査では、代表的な取引を選定し、サービス内容・取引先などを特定した上で、価格（従量制料金）を調査する。
- ・ 「リース」では、リース総額に対する従価制料金としてリース料金が設定されることに加え、ユーザーの希望に応じて任意の物件を扱うため、同じサービスが繰り返し提供されることは少なく、ある特定の取引における継続的な価格調査は難しい。
- ・ そこで、サービス内容を一定とした従量制料金（パソコン 1 台当たりリース料金）を調査するため、調査先企業から「リース料率」を調査し、リース対象物件に応じた「価格指数」（インフレーター）を掛け合わせた「料率×インフレーター」を採用する。

$$\text{リース料金} = \text{料率}2\% \times \text{パソコン価格}20\text{万円}$$



$$\begin{aligned}
 \text{調査価格} &= \text{料率} \times \text{インフレーター} \\
 &= \text{料率} \times \text{国内企業物価指数} \cdot \text{品目「パーソナルコンピュータ (デスクトップ型)」}
 \end{aligned}$$

(9) 品質一定の価格調査へ向けた工夫

上記の価格調査の原則に基づき、調査対象サービスや取引先、取引条件などを特定した上で価格調査を行ったとしても、例えば、広告や不動産賃貸など、その品質が時間とともに変化するサービスが存在する²³。

企業向けサービス価格指数では、品質の変化に関する時系列情報が存在する場合はこれを利用して、品質変化を補正している。例えば、品目「テレビ広告（スポット）」において、GRP（Gross Rating Point：延べ視聴率）を用いて品質を補正しているほか²⁴、品目「新聞広告」においても、販売部数を用いて品質を補正している²⁵。

(10) 外部データの採用

報告者負担の軽減を図るため、一部の品目において、他機関統計や民間の外部データベースを調査価格として採用している。外部データの採用にあたっては、①外部データの導入が、導入コストに見合うだけの報告者負担・調査事務負担の軽減につながるか、②調査価格の質を、少なくとも従来の調査先調査と同程度の水準に維持できるか、を検討し、採用の可否を慎重に判断している。

(11) 調査価格数

企業向けサービス価格指数の調査価格数は、総計 3,533²⁶、1 品目当たり 23 となっている。

図表 7-10. 調査価格数

	2010 年基準 ^{注1}	<参考>2005 年基準 ^{注2}
調査価格数	3,533	3,463

注1：2014年5月時点。参考指数を含むベース。

注2：2009年6月時点。参考指数を含むベース。

²³ 例えば、広告サービスでは、サービス内容は広告媒体及びスペースによって規定されるが、その広告の閲覧者数は時系列的に一定でない。従って、広告媒体とスペースを特定した場合にも、広告サービスの品質である広告効果は変化することとなる。

²⁴ 延べ視聴率とは、一定期間に放映されたCMの放映時間（15秒換算）と視聴率との積の合計であり、1GRPは、1%の視聴率で15秒間CMが放映されたことを意味する。

²⁵ このほか、品目「事務所賃貸（東京圏）」「同（名古屋圏）」「同（大阪圏）」「同（その他地域）」の4品目では、賃貸ビルの資産価値の経年劣化分を補正し、品質調整済みの賃貸料を指数に反映させている。

²⁶ 参考指数を含むベース。参考指数を除いた基本分類指数の調査価格数は3,462。

(12) 調査価格の変更

品目未満の調査価格については、品目の代表性を確保することを企図し、市場構造の変化を踏まえた構成に調整するよう努めている。調査価格の変更には、①調査対象サービスの入れ替えや、②調査先の見直し、③取引先・取引条件の変更を含む。

調査価格の変更時には、新旧調査価格の価格差を以下のように捉え、(a)新旧調査価格の品質変化による価格変動分を調整（⇒品質調整方法は7.(13)参照）した後の、(b)純粋な価格変動分のみを反映させるよう努めている²⁷。ただし、新旧調査価格の比較が困難である場合は、止むを得ず指数を横這い処理（「保合い処理」）している。

新旧調査価格の価格差 = (a)品質変化による価格変動分 + (b)純粋な価格変動分
(品質向上または品質劣化) (値上げまたは値下げ)



(13) 品質調整方法

企業向けサービス価格指数では、品質調整方法として、①直接比較法、②単価比較法、③オーバーラップ法、④コスト評価法、⑤ヘドニック法を採用している。

²⁷ 新サービスが旧サービスに比べ品質が向上（劣化）しており、価格も旧サービスより高い（低い）場合、「価格差＝物価の上昇（下落）」と捉えることは適当でないため、調査対象サービスの変更時には、品質の変化に相当する価格変動部分を調整する必要がある。

図表 7-11. 品質調整方法

名 称	内 容
直接比較法	新旧調査価格の品質差を無視し得るものと判断し、表面価格差をそのまま価格変動分として処理する方法。
単価比較法	新旧サービスは数量こそ異なるが、新旧調査価格の品質は本質的に同一とみなされる場合において、新旧サービスの単価比を価格比とみなし、価格指数を接続する方法。
オーバーラップ法	同一条件の下で、一定期間、並行販売された2つのサービスの価格比が安定している場合、同一時点における新旧調査価格の価格差を品質差とみなし、価格指数を接続する方法。
コスト評価法	調査先企業からヒアリングした新旧調査価格の品質変化に要したコストを、両調査価格の品質差に対応する価格差とみなし、新旧調査価格の価格差の残り部分を「純粋な価格変動」（＝物価の変動）として処理する方法。
ヘドニック法 ^註	サービス間の価格差の一部は、これらサービスの有する共通の諸特性によって測られる品質差に起因していると考え、サービスの諸特性の変化から「品質変化に見合う価格変動」部分を回帰方程式により定量的に推定し、残り部分を「純粋な価格変動」として処理する方法。

注：他の品質調整方法の適用が困難である、ないしは十分な品質調整が行えない場合において、特性を定量的に示すデータが継続的に入手可能であることを前提に、適用を検討している。

図表 7-12. 品質調整の考え方

純粋な価格変動分 = 新旧調査価格の価格差 - 品質変化による価格変動分
品質調整

$$\text{新基準時価格} \langle C \rangle = \text{旧基準時価格} \langle A \rangle \times (\text{新比較時価格} \langle D \rangle - \text{純粋な価格変動分}) \div \text{旧比較時価格} \langle B \rangle$$

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">旧調査価格</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">旧基準時価格： A</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>旧比較時価格： B</td><td></td></tr> <tr><td>旧指数： B/A</td><td></td></tr> </table>	旧調査価格		旧基準時価格： A		旧比較時価格： B		旧指数： B/A		⇒	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2" style="text-align: center;">新調査価格</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">新基準時価格： C</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td>新比較時価格： D</td><td></td></tr> <tr><td>新指数： D/C</td><td></td></tr> </table>	新調査価格		新基準時価格： C		新比較時価格： D		新指数： D/C	
旧調査価格																		
旧基準時価格： A																		
旧比較時価格： B																		
旧指数： B/A																		
新調査価格																		
新基準時価格： C																		
新比較時価格： D																		
新指数： D/C																		

{
比較時価格：比較時点の報告価格
基準時価格：基準年平均＝100に相当する価格（比較時価格の基準年平均）
}

※調査価格変更の前月時点（接続月）で、新旧調査価格間の純粋な価格変動分のみを反映した新基準時価格を算出。調査価格変更後は、新基準時価格と新比較時価格から指数を算出する。

8. 指数の計算

(1) 基本分類指数

① 指数の基準時およびウエイト算定年次

指数の基準時およびウエイト算定年次は、いずれも 2010 年である。

② 指数の算式

各時点ごとに各種商品の価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウエイトで加重算術平均する「固定基準ラスパイレス指数算式」を採用している。

$$\text{固定基準ラスパイレス指数算式： } P_{0,t}^L = \frac{\sum p_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}$$

$P_{0,t}^L$: 基準時点を 0 とした比較時点 t における固定基準ラスパイレス指数

$p_{t,i}$: 比較時点 t における商品 i の価格 (比較時価格)

$p_{0,i}$: 基準時点 0 における商品 i の価格 (基準時価格)

$w_{0,i}$: 基準時点 0 における全取引額に対する商品 i の取引額シェア (ウエイト)

$q_{0,i}$: 基準時点 0 における商品 i の数量

③ 指数の計算方法

月間指数は、以下のような計算方法で算出しており、小数点以下第 1 位まで公表している²⁸。なお、季節調整は行っていない。

<品目指数の算出>

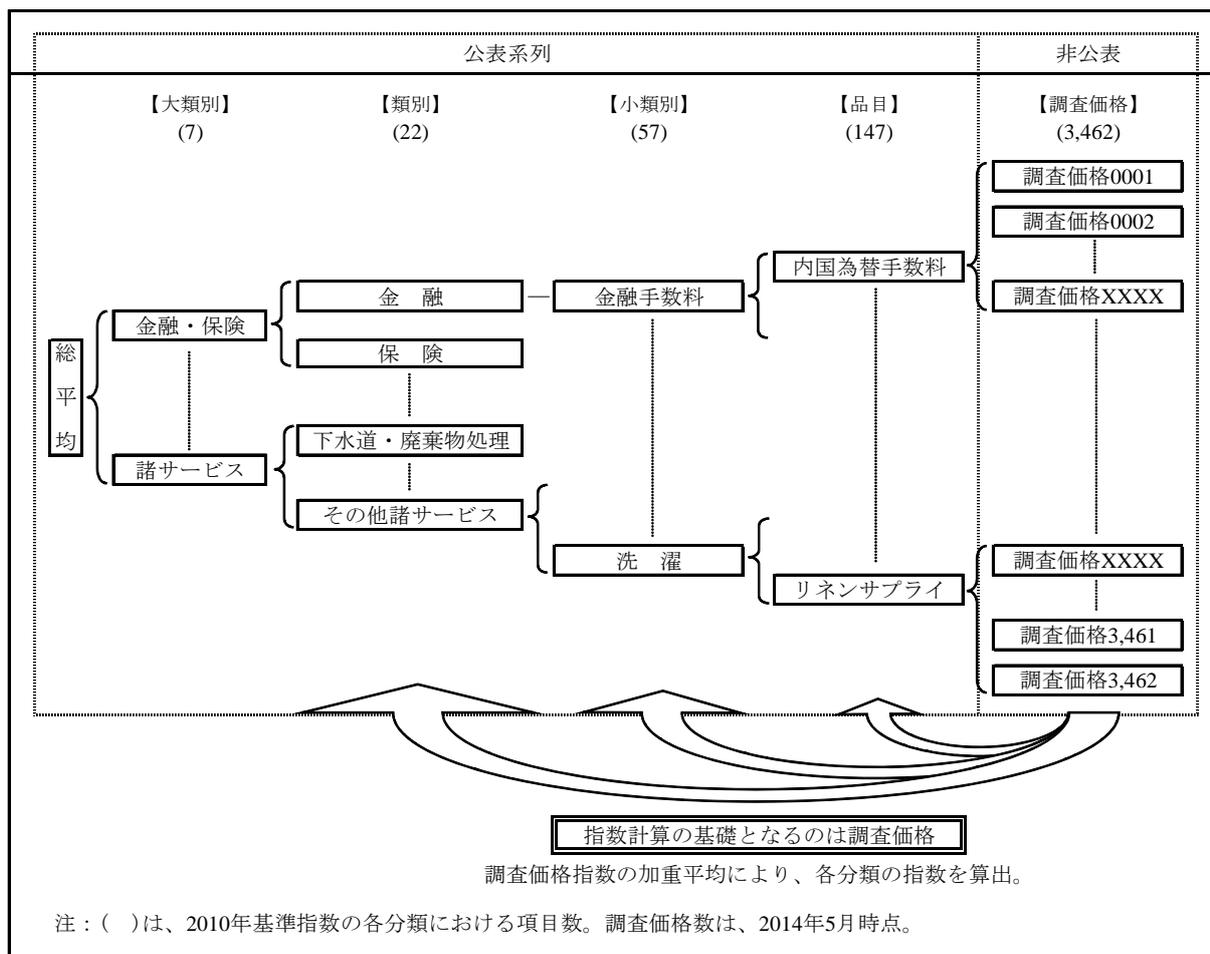
調査価格ごとに、当月の「比較時価格」をそれぞれの「基準時価格」(基準年平均 = 100.0 に相当する価格) で除して個別の調査価格指数を算出する。この調査価格指数に各々の調査価格ウエイトを乗じ (調査価格の加重指数)、当該品目に属する全調査価格の加重指数の合計 (品目の加重指数) を当該品目のウエイトで除することにより、品目指数を算出する。

<上位段階の指数の算出>

総平均、大類別、類別、小類別についても、品目指数と同様の集計方法により、当該分類に属する全調査価格の加重指数の合計を当該分類のウエイトで除することにより、指数を算出する。こうした計算方法により、多段階に亘るラウンド誤差を回避している。

²⁸ システム上の指数計算では、整数部、小数部あわせて最大 15 桁まで算出している。

図表 8-1. 基本分類指数の指数計算の構造



図表 8-2. 基本分類指数の算出方法

		調査価格 (1)	調査価格 (2)	調査価格 (3)	調査価格 (4)	その他の調査価格	
調査価格	基準時価格 (A)	12,000円	13,000円	230円	260円		
	比較時価格 (B)	15,000円	15,500円	230円	270円		
	指数 (B) / (A) × 100 (C)	125.00000	119.23077	100.00000	103.84615		
	ウェイト (D)	3.000	3.000	2.000	2.000		
	加重指数 (C) × (D) (E)	375.00000	357.69231	200.00000	207.69231		
品目	加重指数 (E) の和 (F)	732.69231		407.69231			
	ウェイト (D) の和 (G)	6.00		4.00			
	指数 (F) / (G)	122.11538		101.92308			
	公表指数	122.1		101.9		他の小類別の 小計	
小類別	加重指数 (F) の和 (H)	1,140.38462				2,550.50000	
	ウェイト (G) の和 (I)	10.00				20.00	
	指数 (H) / (I)	114.03846					
	公表指数	114.0					他の類別の 小計
類別	加重指数 (H) の和 (J)	3,690.88462				8,150.65000	
	ウェイト (I) の和 (K)	30.00				70.00	
	指数 (J) / (K)	123.02949					
	公表指数	123.0					他の大類別の 小計
大類別	加重指数 (J) の和 (L)	11,841.53462				101,724.50000	
	ウェイト (K) の和 (M)	100.00				900.00	
	指数 (L) / (M)	118.41535					
	公表指数	118.4					
総平均	加重指数 (L) の和 (N)	113,566.03462					
	ウェイト (M) の和 = 1,000.00	1,000.00					
	指数 (N) / 1,000.0	113.56603					
	公表指数	113.6					

注：実際の指数計算では、原則、品目指数は3調査価格以上から算出している。

(2) 参考指数

① 指数の基準時およびウエイト算定年次

基本分類指数と同様、指数の基準時およびウエイト算定年次は、いずれも 2010 年である。

② 指数の算式

基本分類指数と同様、固定基準ラスパイレス指数算式を採用している。

③ 指数の計算方法

月間指数は、基本分類指数と同じ計算方法により算出しており、小数点以下第 1 位まで公表している。なお、季節調整は行っていない。

(3) 四半期、年間指数および騰落率の計算

四半期、年間（暦年・年度）指数は、月間指数の単純平均により、小数点以下第 1 位まで算出している。

騰落率は公表指数から算出し、小数点以下第 1 位まで公表している。

9. 指数の公表

(1) 公表スケジュール

公表資料および詳細計数は、以下のように定めた日の午前 8 時 50 分に公表している。

月間指数（速報）	原則として翌月の第 18 営業日 ただし、月間の営業日数が短い場合などには公表日を若干繰り上げる
月間指数（確報）	翌月分の速報公表日
年間指数（速報・確報）	暦年指数（速報・確報）は 12 月速報・確報公表日 年度指数（速報・確報）は 3 月速報・確報公表日

具体的な公表予定日については、日本銀行ホームページの「公表予定」の以下の欄に掲載している。

公表予定	先行き 4 週間の予定を掲載 毎週金曜日に更新
統計データ・統計書の公表予定	先行き 12 か月間（7～翌年 6 月、翌年 1～12 月）の予定を掲載 それぞれ 6、12 月末に公表

(2) 公表方法

公表資料および詳細計数は、日本銀行ホームページの「企業向けサービス価格指数」の「公表データ」および「時系列統計データ検索サイト」に、それぞれ掲載している。また、以下の統計書にも公表計数を掲載している²⁹。

図表 9-1. 企業向けサービス価格指数を掲載している統計書

統計書名	頻 度
物価指数年報	年 次
日本銀行統計	年 次
金融経済統計月報	月 次

指数全般にわたる照会については、日本銀行の以下の部署が対応している。

- 調査統計局 物価統計課 03-3279-1111
- 情報サービス局 統計照会窓口 //

問い合わせが比較的多く寄せられる質問については、日本銀行ホームページの「物価指数 FAQ」に、その回答を掲載している。

(3) 指数を非公表とする品目

品目指数の公表にあたっては、調査先の個社情報を秘匿する諸措置を講じている。例えば、品目指数の算出は、複数調査先から3調査価格以上の調査を基に行うことを原則としている。複数調査先から3調査価格以上を調査できないなど、個社情報の秘匿が十分でないと判断される品目については、個々の価格情報を秘匿するため、総平均指数など上位段階の指数の計算過程には組み込みつつも、調査先の特別な了解がない限り、品目指数を非公表にする扱いとしている。

品目指数を非公表の扱いとする場合は、原則として非公表品目と同じ小類別に属している他の1品目の指数も併せて非公表の扱いとし、“x”と表示している。これは、非公表品目が属している小類別の指数と、非公表品目と同じ小類別に属している他の品目の指数によって、非公表品目の指数が逆算できないようにするための措置である。

ただし、当該品目に属している調査価格の調査先企業からの同意が得られた場合は、この限りではなく、品目指数を公表している。

²⁹ 各統計書の収録データは、日本銀行ホームページの「統計書収録データ」でも検索することができる。

(4) 指数の訂正

当該月の確報値の指数計算以降に判明した計数については、以下の遡及訂正方法に基づいて、指数に反映している。

図表 9-2. 指数の遡及訂正方法

	定期遡及訂正	即時遡及訂正
事由	<ul style="list-style-type: none"> 計数に誤りが判明した場合(a) 調査先からの報告が遅れた場合(b) 価格交渉が後ずれした場合 利用可能なデータが事後的に入手できた場合³⁰ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記(a)、(b)を事由とした計数の訂正による影響が、総平均指数に及ぶ場合 個別の品目、類別などにおいて、計数の訂正により指数水準が大幅に変化し、ユーザーの分析に支障を来たすと思われる場合
時期	<ul style="list-style-type: none"> 年2回(3、9月:2、8月速報公表時)実施 	<ul style="list-style-type: none"> 要訂正の事実が判明した都度、可能な限り速やかに実施
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として過去1年半分^注 価格交渉が後ずれした場合の決着価格の反映や影響度の大きい訂正については、1年半を超えて遡及訂正を行う場合がある 	

注:3月(9月)に実施する遡及訂正では、原則として前々年9月(前年3月)指数以降が対象となる。

なお、訂正した計数は、ホームページへの訂正資料掲載、プレスへの訂正資料配布などを通じて公表する。

(5) その他公表資料一覧

各種関連資料を、日本銀行ホームページに掲載している。

10. 接続指数

接続指数は、長期の時系列データを利用するユーザーの利便性を考慮して作成するもので³¹、新基準指数をベースに過去に遡及した「2010年基準接続指数」を作成している。

2010年基準接続指数は、過去の基準指数を、2010年基準の分類編成に組み替えて計算している。

³⁰ 具体的には、①複数月に亘る契約期間の終了後に価格が確定する調査価格や、②平均割引率を年1回調査する調査価格などが該当する。こうした調査価格を含む品目のうち、「携帯電話・PHS」「移動データ通信専用サービス」「受託開発ソフトウェア」などの品目では、大幅な計数の訂正が生じる場合がある。

³¹ 企業向けサービス価格指数では、基準改定毎に、採用する品目やウエイト、品質調整方法などが異なるため、基準を跨った形で指数を比較する場合、厳密には連続性を欠く面がある。

2010年基準改定を機に、対象市場を「国内取引および輸入取引」から「国内取引」のみに変更したことから、影響の大きい一部の小類別では、過去基準指数の系列を2010年基準指数の対象市場に組替えて計算している（原則として採用品目、ウエイトは各基準のものを使用³²）。2010年基準接続指数は、基本分類指数を対象に、原則として1985年1月まで遡及して作成している³³。

なお、参考指数「消費税を除く企業向けサービス価格指数」では、「総平均」「総平均（除く国際運輸）」「国際運輸」の接続指数を2000年1月まで遡及して作成している。

指数の接続計算は、指数系列ごとに、各基準年の新・旧指数から求めた年平均ベースのリンク係数を用いた年次接続方式を採用し、次式により行っている³⁴。

<2010年基準接続指数の計算方法³⁵>

（リンク係数）

$$\text{2010年基準接続指数} = \text{2005年基準指数} \times \frac{\text{2010年基準の2010年平均指数 (=100)}}{\text{2005年基準の2010年平均指数}}$$

以 上

³² 2010年基準指数と過去の各基準指数では、対象市場が異なるため、輸入比率が特に高い5つの小類別「国際航空旅客輸送」「外航貨物輸送」「貨物用船料」「港湾運送」「国際航空貨物輸送」については、過去の各基準指数ごとに、ウエイトから輸入取引該当分を控除したうえで総平均・類別など上位段階の指数を再計算し、接続指数を作成している。

³³ ただし、過去基準指数に対象範囲が同一とみなせる系列が存在しない系列については、2010年基準接続指数を作成していない。

³⁴ したがって、各品目の接続指数を各基準のウエイトを用いて加重平均しても、「総平均」の接続指数とは一致しない。

³⁵ リンク係数の計算にあたっては、年平均指数、リンク係数自体の小数点以下の桁数処理は行っていない。

参考. 企業向けサービス価格指数の沿革

企業向けサービス価格指数は、経済構造のサービス化に対応し、企業間で取引される企業向けサービスの価格変動を集約的に捕捉することを目的として、1991年1月に、1985年基準指数の公表を開始した物価統計である。当初は、74品目でスタートし、その後、基準改定ごとに新規品目の採用や既存品目の分割により採用品目数を拡大するとともに、価格調査方法や品質調整方法の工夫により指数精度の維持・向上に取り組みつつ、今日に至っている。

参考図表 1. 各基準における分類項目数、品目数、調査価格数

	1985年 基準	1990年 基準	1995年 基準	2000年 基準	2005年 基準	2010年 基準
大類別	7	8	8	8	7	7
類 別	15	17	17	17	20	22
小類別	29	32	39	40	49	57
品 目	74	89	102	110	137	147
調査価格	2,413	2,780	2,963	3,050	3,426	3,462

注：基本分類指数ベース。調査価格数はいずれも基準改定時点。

参考図表 2. 各基準における分類編成の変遷

<1985年基準>		<1990年基準>		<1995年基準>	
大類別	類別	大類別	類別	大類別	類別
金融・保険	金融サービス 保険サービス	金融・保険	金融サービス 保険サービス	金融・保険	金融サービス 保険サービス
不動産	不動産賃貸	不動産	不動産賃貸	不動産	不動産賃貸
運輸	陸上貨物輸送 海上貨物輸送 航空貨物輸送 旅客輸送 倉庫・運輸付帯サービス	運輸	陸上貨物輸送 海上貨物輸送 航空貨物輸送 旅客輸送 倉庫・運輸付帯サービス	運輸	陸上貨物輸送 海上貨物輸送 航空貨物輸送 旅客輸送 倉庫・運輸付帯サービス
情報サービス	情報サービス	情報サービス	情報サービス	情報サービス	情報サービス
通信	通信	通信	通信	通信・放送	通信 放送
広告	広告媒体料等	広告	広告媒体料	広告	広告媒体料
諸サービス	リース・レンタル 建物・土木サービス 法務・会計サービス 産業廃棄物処理・下水道	リース・レンタル	リース・レンタル	リース・レンタル	リース・レンタル
		諸サービス	自動車・機械修理 建物・土木サービス 法務・会計サービス 労働者派遣サービス 産業廃棄物処理・下水道	諸サービス	産業廃棄物処理・下水道 自動車・機械修理 専門サービス その他諸サービス
<2000年基準>		<2005年基準>		<2010年基準>	
大類別	類別	大類別	類別	大類別	類別
金融・保険	金融 保険	金融・保険	金融 保険	金融・保険	金融 保険
不動産	不動産賃貸	不動産	不動産賃貸	不動産	不動産賃貸
運輸	旅客輸送 陸上貨物輸送 海上貨物輸送 航空貨物輸送 倉庫・運輸付帯サービス	運輸	旅客輸送 陸上貨物輸送 海上貨物輸送 航空貨物輸送 倉庫・運輸付帯サービス	運輸・郵便	旅客輸送 陸上貨物輸送 海上貨物輸送 航空貨物輸送 倉庫・運輸付帯サービス 郵便
通信・放送	通信 放送	情報通信	通信 放送 情報サービス インターネット附随サービス 新聞・出版	情報通信	通信 放送 情報サービス インターネット附随サービス 新聞・出版
広告	広告	広告	広告	広告	広告
リース・レンタル	リース・レンタル	リース・レンタル	リース・レンタル	リース・レンタル	リース・レンタル
諸サービス	下水道・産業廃棄物処理 自動車・機械修理 専門サービス その他諸サービス	諸サービス	下水道・廃棄物処理 自動車整備・機械修理 専門サービス その他諸サービス	諸サービス	下水道・廃棄物処理 自動車整備・機械修理 専門サービス 技術サービス 職業紹介・労働者派遣サービス その他諸サービス

注：シャドーは、前基準からの変更箇所。

参考図表 3-1. 各基準の概要

<p>1985 年基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 大類別（金融・保険、不動産、運輸、情報サービス、通信、広告、諸サービス）で構成。 ・ サービス取引価格の実勢を取り込むことを企図し、実際の取引価格のほか、様々な価格調査方法を採用。 <ul style="list-style-type: none"> —— 標準価格、平均価格、モデル価格（定価×平均改定率）、労働時間当たり単価、料率×インフレーターを採用。 ・ 四半期指数公表。
<p>1990 年基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大類別「諸サービス」に属していた「リース・レンタル」を分離し、大類別として新設。 ・ 大類別「諸サービス」に、類別「自動車・機械修理」「労働者派遣サービス」を新設。 ・ 大類別「運輸」「通信」「リース・レンタル」において、採用品目を拡充（既存品目の分割）。 ・ 月次指数公表に移行。
<p>1995 年基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類別「放送」を新設し、大類別「通信」を「通信・放送」に拡充。 ・ 大類別「金融・保険」「通信・放送」「諸サービス」において、採用品目を拡充（新規採用、既存品目の分割）。 <ul style="list-style-type: none"> —— 対象範囲の拡大に伴い、大類別「諸サービス」の類別を編成替え。 ・ サービス取引価格の多様化に対して、価格調査方法を工夫。 <ul style="list-style-type: none"> —— 類別「通信」における割引制度の浸透に対応するため、平均割引率を利用。 —— 価格差別に対応するため、品目「労働者派遣サービス」等において平均価格の採用を拡充。 —— 類別「金融」に、料率×インフレーターを導入。 ・ 年 2 回の定期遡及訂正を導入。
<p>2000 年基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大類別「金融・保険」「運輸」「広告」「情報サービス」等において、採用品目を拡充（新規採用、既存品目の分割）。 ・ サービス取引価格の多様化に対して、価格調査方法を工夫。 <ul style="list-style-type: none"> —— 価格差別に対応するため、類別「陸上貨物輸送」等では料金表等の標準価格を実際の取引価格に変更。類別「広告」等では平均価格の採用を拡充。また、類別「旅客輸送」ではモデル価格（複数の需要者を想定）を導入。 —— オーダーメイド・サービスに対応するため、品目「受託開発ソフトウェア」等において労働時間当たり単価（平均人月単価）を導入。 ・ 新規品目「外航貨物用船料」に、外部データを採用。 ・ 速報・確報体制の導入。

参考図表 3-2. 各基準の概要（つづき）

<p>2005 年基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本分類指数の対象範囲を『産業連関表』の「中間需要部門＋国内総固定資本形成＋家計外消費支出」に拡大。 ・ 大類別「通信・放送」「情報サービス」を「情報通信」に統合し、配下に類別「インターネット附随サービス」「新聞・出版」を新設。 ・ 基本分類指数の参考系列として「総平均（除く国際運輸）」を新設。 ・ 参考指数「リース料率」を新設。 ・ 従来、基本分類指数の類別以上の上位分類としていた接続指数の作成系列を、品目以上の系列に拡充。 ・ 新サービスの取り込みに加え、価格調査方法の工夫により、採用品目を大幅に拡充（新規採用、既存品目の分割）。 ・ サービス取引価格の多様化に対して、価格調査方法を工夫。 <ul style="list-style-type: none"> —— 料金設定が多様なサービスにおいて、小類別「有料道路」等ではモデル価格（複数の需要者を想定）を導入。類別「広告」等では平均価格の採用を拡充。 —— オーダーメイド・サービスにおいて、小類別「土木建築サービス」等では、モデル価格（サービスを想定）、平均価格、労働時間当たり単価（人月単価）などを採用。 —— 品質が時間とともに変化するサービスにおいて、小類別「事務所賃貸」、品目「テレビ広告」では、品質に関する時系列情報を用い、品質の変化分を補正。
<p>2010 年基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本分類指数の対象範囲を国内取引のみに変更。2005 年基準まで基本分類指数の対象範囲としていた輸入取引について、参考指数「輸入サービス価格指数」を新設。 ・ 英語名称を CSPI : Corporate Services Price Index から SPPI : Services Producer Price Index に変更。 ・ 「清掃」「設備管理」「警備（除機械警備）」について、向け先別指数を参考指数として新設。 ・ 大類別「運輸」を、「運輸・郵便」に名称変更。 ・ 大類別「不動産」「運輸・郵便」「情報通信」「諸サービス」等において、採用品目を拡充（新規採用、既存品目の分割）。 ・ サービス取引価格の多様化に対して、価格調査方法を工夫。 <ul style="list-style-type: none"> —— 品目「土木設計」や小類別「国際航空旅客輸送」等において、モデル価格を見直し。 —— 品目「新聞広告」において、品質に関する時系列情報を用い、品質の変化分を補正。

(別紙 1) 2010 年基準企業向けサービス価格指数の指数体系一覧

1. 基本分類指数		
総平均、大類別、類別、小類別、品目		
〔参考系列〕	契約通貨ベース	大類別「運輸・郵便」
		類別「海上貨物輸送」
		小類別「外航貨物輸送」
		品目「定期船」「不定期船」「外航タンカー」
	類別「航空貨物輸送」	
	小類別「国際航空貨物輸送」	
品目「国際航空貨物輸送」		
総平均（除く国際運輸）	「総平均（除く国際運輸）」	
	「運輸・郵便（除く国際運輸）」	
	「国際運輸」	
2. 参考指数		
基本分類構成項目	リース	「リース料率」
	建物サービス	「清掃（民間向け）」
		「清掃（官公庁向け）」
		「設備管理（民間向け）」
		「設備管理（官公庁向け）」
	警備	「警備（除機械警備）（民間向け）」
「警備（除機械警備）（官公庁向け）」		
輸出サービス価格指数	円ベース	「外航貨物輸送」
		「国際航空貨物輸送」
	契約通貨ベース	「外航貨物輸送」
輸入サービス価格指数	円ベース	「国際航空旅客輸送（北米方面）」
		「国際航空旅客輸送（欧州方面）」
		「国際航空旅客輸送（アジア方面）」
		「外航貨物輸送」
	「外航貨物用船料」	
	契約通貨ベース	「外航貨物輸送」
「外航貨物用船料」		
消費税を除く企業向けサービス価格指数	総平均、大類別、類別、小類別、品目	
	〔参考系列〕	総平均（除く国際運輸）
		「運輸・郵便（除く国際運輸）」
		「国際運輸」

(別紙2) 基本分類指数の分類編成・統計始期

	品目数	ウェイト	接続指数の統計始期
「総平均」	147	1,000.0	
大類別「金融・保険」	15	44.3	1985年1月
類別「金融」	11	33.0	
類別「保険」	4	11.3	
大類別「不動産」	8	72.1	
類別「不動産賃貸」	8	72.1	
大類別「運輸・郵便」	38	186.7	
類別「旅客輸送」	10	38.6	
類別「陸上貨物輸送」	6	77.1	
類別「海上貨物輸送」	8	20.6	
類別「航空貨物輸送」	2	1.5	
類別「倉庫・運輸附帯サービス」	8	38.1	
類別「郵便」	4	10.8	
大類別「情報通信」	23	237.8	
類別「通信」	8	57.2	1995年1月
類別「放送」	3	3.3	1985年1月
類別「情報サービス」	7	150.3	2005年1月
類別「インターネット附随サービス」	1	9.2	
類別「新聞・出版」	4	17.8	
大類別「リース・レンタル」	14	60.7	1985年1月
類別「リース・レンタル」	14	60.7	
大類別「広告」	11	63.4	
類別「広告」	11	63.4	
大類別「諸サービス」	38	335.0	
類別「下水道・廃棄物処理」	3	25.8	1990年1月
類別「自動車整備・機械修理」	4	63.8	1985年1月
類別「専門サービス」	9	46.7	
類別「技術サービス」	8	59.4	
類別「職業紹介・労働者派遣サービス」	3	50.0	1990年1月
類別「その他諸サービス」	11	89.3	1985年1月
参考系列／契約通貨ベース			
大類別「運輸・郵便」	38	186.7	1985年1月
類別「海上貨物輸送」	8	20.6	
類別「航空貨物輸送」	2	1.5	
参考系列／総平均（除く国際運輸）			
「総平均（除く国際運輸）」	139	989.9	1985年1月
「運輸・郵便（除く国際運輸）」	30	176.6	
「国際運輸」	8	10.1	

- (注) 1. 2010年基準指数の統計始期は、2010年1月。
2. 小類別、品目は、2005年基準以前に調査対象が同一とみなせる系列がある場合、2010年基準接続指数を作成している。
3. 参考系列／契約通貨ベースの小類別、品目は、2010年基準接続指数を作成していない。

(別紙3) 参考指数の分類編成・統計始期

		統計始期
基本分類構成項目		
リース	「リース料率」	2010年1月
建物サービス	「清掃（民間向け）」 「清掃（官公庁向け）」 「設備管理（民間向け）」 「設備管理（官公庁向け）」	
	警備	
輸出サービス価格指数		
円ベース	「外航貨物輸送」 「国際航空貨物輸送」	2010年1月
	契約通貨ベース	
輸入サービス価格指数		
円ベース	「国際航空旅客輸送（北米方面）」 「国際航空旅客輸送（欧州方面）」 「国際航空旅客輸送（アジア方面）」 「外航貨物輸送」 「外航貨物用船料」	2010年1月
	契約通貨ベース	

(注) 2010年基準指数の統計始期は、2010年1月。上記については、2010年基準接続指数を作成していない。

(別紙3) 参考指数の分類編成・統計始期(つづき)

		接続指数の 統計始期
消費税を除く企業向けサービス価格指数		
「総平均」		2000年1月
大類別「金融・保険」		2010年1月
類別「金融」		
類別「保険」		
大類別「不動産」		
類別「不動産賃貸」		
大類別「運輸・郵便」		
類別「旅客輸送」		
類別「陸上貨物輸送」		
類別「海上貨物輸送」		
類別「航空貨物輸送」		
類別「倉庫・運輸附帯サービス」		
類別「郵便」		
大類別「情報通信」		
類別「通信」		
類別「放送」		
類別「情報サービス」		
類別「インターネット附随サービス」		
類別「新聞・出版」		
大類別「リース・レンタル」		
類別「リース・レンタル」		
大類別「広告」		
類別「広告」		
大類別「諸サービス」		
類別「下水道・廃棄物処理」		
類別「自動車整備・機械修理」		
類別「専門サービス」		
類別「技術サービス」		
類別「職業紹介・労働者派遣サービス」		
類別「その他諸サービス」		
参考系列／総平均(除く国際運輸)		
「総平均(除く国際運輸)」		2000年1月
「運輸・郵便(除く国際運輸)」		2010年1月
「国際運輸」		2000年1月

- (注) 1. 2010年基準指数の統計始期は、2010年1月。「消費税を除く企業向けサービス価格指数」では、「総平均」「総平均(除く国際運輸)」「国際運輸」のみ2010年基準接続指数を作成している。
2. 消費税を除く企業向けサービス価格指数の品目分類編成、ウェイトは、基本分類指数と同じ。

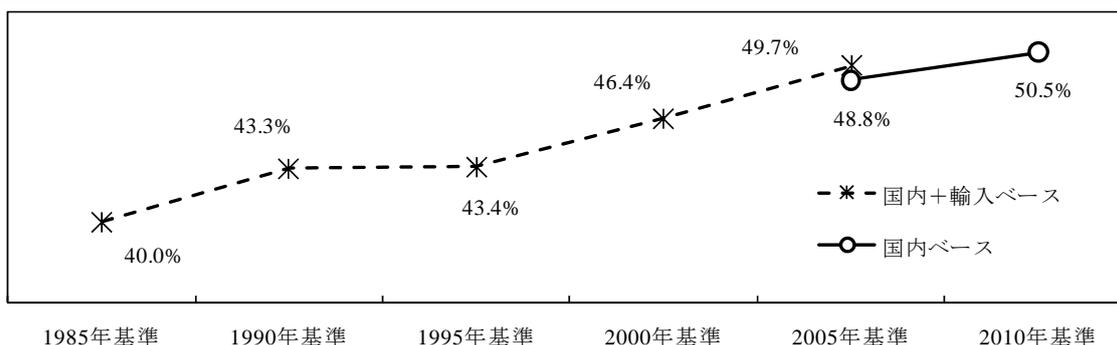
(参考図表 1) 新基準指数の品目数とカバレッジ

(1) 採用品目数の増減

2010年基準 A	2005年基準 B	品目数の増減 (A-B)				
		新規	分割	廃止	統合	
147	137	10	8	4	▲2	0

(2) 採用カバレッジ (国内ベース)

	企業向けサービスの 総取引額 A	ウエイト対象 総取引額 B	採用サービスの 取引額 C	採用 カバレッジ C/A
2010年基準	205.9兆円	119.1兆円	103.9兆円	50.5%
2005年基準	230.0兆円	126.9兆円	112.3兆円	48.8%



(参考図表 2) 分類編成の変更

< 2005年基準 >

大類別	類別
	小類別
金融・保険	金融
	金融手数料
	保険
	損害保険
不動産	不動産賃貸
	事務所賃貸
	その他の不動産賃貸
運輸	旅客輸送
	鉄道旅客輸送
	道路旅客輸送
	海上旅客輸送
	国際航空旅客輸送
	国内航空旅客輸送
	陸上貨物輸送
	鉄道貨物輸送
	道路貨物輸送
	海上貨物輸送
	外航貨物輸送
	内航貨物輸送
	貨物用船料
	港湾運送
	航空貨物輸送
	国際航空貨物輸送
	国内航空貨物輸送
	倉庫・運輸付帯サービス
	倉庫
	こん包
	有料道路
郵便	
郵便	
情報通信	通信
	固定電気通信
	移動電気通信
	アクセスチャージ
	放送
	放送
	情報サービス
	ソフトウェア開発
	情報処理・提供サービス
	インターネット附随サービス
	インターネット附随サービス
	新聞・出版
	新聞
	出版

< 2010年基準 >

大類別	類別
	小類別
金融・保険	金融
	金融手数料
	保険
	損害保険
不動産	不動産賃貸
	事務所賃貸
	その他の不動産賃貸
運輸・郵便	旅客輸送
	鉄道旅客輸送
	道路旅客輸送
	海上旅客輸送
	国際航空旅客輸送
	国内航空旅客輸送
	陸上貨物輸送
	鉄道貨物輸送
	道路貨物輸送
	海上貨物輸送
	外航貨物輸送
	内航貨物輸送
	港湾運送
	航空貨物輸送
	国際航空貨物輸送
	国内航空貨物輸送
	倉庫・運輸付帯サービス
	倉庫
	こん包
	有料道路
	水運付帯サービス
航空施設管理・航空付帯サービス	
郵便	
郵便	
情報通信	通信
	固定電気通信
	移動電気通信
	アクセスチャージ
	放送
	放送
	情報サービス
	ソフトウェア開発
	情報処理・提供サービス
	インターネット附随サービス
	インターネット附随サービス
新聞・出版	
新聞	
出版	

廃止

新設

(注) シャドーは、2010年基準における変更点。

(参考図表 2) 分類編成の変更 (つづき)

<2005年基準>		<2010年基準>	
大類別	類別	大類別	類別
	小類別		小類別
広告	広告	リース・レンタル	リース・レンタル
	四媒体広告 その他の広告		リース レンタル
リース・レンタル	リース・レンタル	広告	広告
	リース レンタル		テレビ広告 新聞広告 雑誌広告 折込広告 インターネット広告 その他の広告
諸サービス	下水道・廃棄物処理	諸サービス	下水道・廃棄物処理
	下水道		下水道
	廃棄物処理		廃棄物処理
	自動車整備・機械修理		自動車整備・機械修理
	自動車整備		自動車整備
	機械修理		機械修理
	専門サービス		専門サービス
	法務・会計サービス		法務・会計サービス
	土木建築サービス		その他の専門サービス
	その他の専門サービス		技術サービス
	教育訓練サービス		土木建築サービス
	建物サービス		プラントエンジニアリング
	労働者派遣サービス		その他の技術サービス
	警備		職業紹介・労働者派遣サービス
	プラントエンジニアリング		職業紹介サービス
	テレマーケティング		労働者派遣サービス
宿泊サービス	その他諸サービス		
洗濯	教育訓練サービス		
	建物サービス		
	警備		
	テレマーケティング		
	宿泊サービス		
	給食受託		
	洗濯		

組替え

新設

新設

新設

(参考図表3) 品目改廃一覧

<新規品目>

大類別	品目
不動産	倉庫賃貸
運輸・郵便	水運附帯サービス
	航空施設管理・航空附帯サービス
情報通信	移動データ通信専用サービス
諸サービス	商品検査
	環境計量証明
	職業紹介サービス
	給食受託

<分割品目>

	2005年基準	2010年基準
大類別	品目	品目
情報通信	情報処理サービス	情報処理サービス (除ASP)
		ASP
	システム等管理運営受託	インターネットデータセンター システム等管理運営受託
広告	テレビ広告	テレビ広告 (タイム)
		テレビ広告 (スポット)
諸サービス	機械修理 (除電気機械器具)	機械修理 (除電気機械器具)
		プラントメンテナンス

<廃止品目>

	2005年基準
大類別	品目
金融・保険	貸金庫手数料
運輸	外航貨物用船料

→ (参考指数) 輸入サービス価格指数

<拡充品目>

	2005年基準	2010年基準
大類別	品目	品目
金融・保険	カード加盟店手数料	カード・電子マネー加盟店手数料
リース・レンタル	オフィス・イベント用品レンタル	通信・サービス業用・事務用機器レンタル

<縮小品目>

	2005年基準	2010年基準
大類別	品目	品目
運輸・郵便	国際航空旅客輸送 (アジア・オセアニア方面)	国際航空旅客輸送 (アジア方面)

<名称変更>

	2005年基準	2010年基準
大類別	品目	品目
運輸・郵便	港湾荷役	港湾運送

(注) 大類別「運輸・郵便」は、2005年基準では「運輸」(名称変更)。